

冷戦後の核兵器国の核戦略*

小川伸一
菊地茂雄
高橋杉雄

はじめに

核戦略の研究は、安全保障論 (security studies) が学問領域としての形成期にあった 1950 年代から 1960 年代にかけて、その中心的位置を占めた。そして核戦略をめぐる理論体系は、米ソの冷戦構造を与件としてほぼその時期に組み立てられた。1970 年代に入ると、相互依存の深化やベトナム戦争など、国際政治の動向に影響を及ぼす新たな要因が現れたが、冷戦構造が続くなか、米ソ英仏中の 5 核兵器国の核戦略は米ソ対立を前提として構築されていたことについては変化がなかった。

しかし、1990 年前後に明らかとなった冷戦の終結により、各国の核戦略の前提は大きく変化した。加えて、米ソ核戦争の脅威が大きく低下し、核軍縮への流れが生まれたことで、中国を除く 4 核兵器国は、核兵器の運搬手段や核弾頭を削減しつつある。他方で、91年の湾岸戦争後に判明したイラクの核兵器開発、北朝鮮の核兵器開発疑惑、さらにはインド・パキスタンの核実験強行など、核拡散が大きな問題として浮上した。核兵器やその運搬手段である弾道ミサイルの拡散に対する危惧の高まりを受けて、米国の戦域ミサイル防衛 (TMD) や国家ミサイル防衛 (NMD) 構想にみられるように、弾道ミサイル防衛 (BMD) の必要性が強く主張されるようになった。BMD は、冷戦時代、米ソ双方が脆弱性を維持することによって戦略的安定を保とうとした相互確証破壊 (MAD) 体制の下では抑制されるべきものと理解されていたのである。

このように、冷戦時代とは大きく異なる冷戦後の安全保障環境の下にあっては、核兵器国の核戦略も転換せざるを得ない。本研究は、こうした問題意識の下、冷戦終結後の 5 核兵器国の核戦略がどのように変化しているかを、冷戦時代の核戦略と対比させながら明らかにしようとするものである。

* 本稿の執筆は、「はじめに」、「1 米国」、「3 中国」、「おわりに」を小川、「2 ロシア」を菊地、「4 イギリスとフランス」を高橋が担当した。

1 米国

(1) 核戦力の構成と特徴

冷戦終結直後の1990年1月の段階で、米国は膨大な核戦力を配備・保有していた。戦略核戦力は、いわゆる戦略三本柱と称される大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)、戦略爆撃機から構成されていたが、これらを合計した戦略兵器運搬手段は1,904基(機) また、これら運搬手段に搭載されていた核弾頭・爆弾は12,102発を数えた¹。他方、戦域・戦術核兵器については、9,664基(機)の運搬手段を配備し、これらの運搬手段に充て可能な核弾頭・爆弾を約7,800発保有していた²。

その後、今日に至るまでの間に米国の核戦力構成は、91年9月および92年1月の二度にわたる自主的核軍縮措置の発表、94年9月の「核態勢見直し」、さらには第1次戦略兵器削減条約(START-I)の着実な履行などにより大きく変貌した。99年1月現在の戦略核兵器の配備状況を見ると、戦略兵器運搬手段を1,074基(機) 核弾頭・爆弾を7,206発(そのうち弾道ミサイル搭載核弾頭は5,456発)を実戦配備している。START-Iの規定では、削減の第二段階の末日である99年12月5日までに戦略兵器運搬手段を1,900基(機) 核弾頭・爆弾数の配備数を7,950発(そのうち弾道ミサイル搭載核弾頭は6,750発)にまで削減することが義務づけられていることから³、START-Iの規定を上回るペースで戦略核兵器の削減を進めていることになる。また、今日の米国は、ICBM、SLBM、戦略爆撃機のいずれの戦略兵器運搬手段においても新たな開発計画を有していない⁴。その結果、91会計年度国防予算全体の6.7%を占めていた米国の戦略核戦力予算は、99会計年度には2%強までに落ち込んでいる⁵。

さらに、戦域・戦術核兵器についても、配備・保有の両面で大きな変貌を遂げている。米国は、冷戦時代の一時期、西欧に7,000発を超える戦域・戦術核兵器を配備していたが⁶、87年

¹ Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 1990: World Armaments and Disarmament* (New York: Oxford University Press, 1990), p.14. なお、これらの数量は実際の配備量であり、保有量ではない。

² *Ibid.*, p. 15. 運搬手段については配備量だが、核弾頭・爆弾数は保有量である。

³ 削減の第二段階は、条約発効後60カ月以内に達成することが規定されている。START-I第2条2項bを参照。

⁴ U.S. Secretary of Defense William S. Cohen, *Annual Report to the President and the Congress* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1999), p. 69. (以下、U.S. Secretary of Defense Cohen, *Annual Report to the President and the Congress*; 1999と表記。) Edward L. Warner, "Nuclear Deterrence Force Still Essential," A Prepared Statement by Edward L. Warner, Assistant Secretary of Defense for Strategy and Threat Reduction, Before the Strategic Forces Subcommittee, Senate Armed Services Committee, March 31, 1998.

⁵ U.S. Secretary of Defense Cohen, *Annual Report to the President and the Congress*; 1999, p. 70.

⁶ 1960年代半ばから後半にかけての配備数である。例えば、Donald R. Cotter, "Peacetime Operations: Safety and Security," Ashton B. Carter et al., ed., *Managing Nuclear Operations* (Washington, D.C.: The

12月に成立した中距離核戦力 (INF) 条約で、射程500～5,500キロメートルの地上発射ミサイルの全廃に合意したことに加え、ブッシュ大統領が打ち出した自主的核軍縮措置により、西欧を中心に海外に配備していた戦術核のほとんどを撤去・解体するに至った。具体的には、韓国に展開していた戦術核兵器も含め、総ての地上発射戦術核兵器の撤去・解体、さらには海軍艦船に積載された戦域・戦術核および地上を基地とする海軍作戦機搭載の戦術核兵器の撤去および一部解体を進めた⁷。この結果、今日、米国が海外に配備する戦術核兵器は91年当時の約10%程度に落ち込んでおり⁸、約150発の作戦機搭載用の重力落下核爆弾が欧州およびトルコに配備されているに過ぎない⁹。

クリントン政権は、94年9月に公表した「核態勢見直し」において、米海軍の洋上艦船から核兵器搭載能力を総て除去することを明らかにした。また、ブッシュ前大統領が発表した91年9月の第1次自主的核軍縮措置の中では、トマホーク型海洋発射巡航ミサイル (SLCM) を含め、撤去した戦術・戦域レベルの海洋核を、軍事的緊張の高まりなど「危機」の際に、再配備する方針が打ち出されていたが、クリントン政権がまとめた「核態勢見直し」では、再配備する海洋核をトマホーク型 SLCM のみとし、しかもそれを積載する艦船を攻撃型原子力潜水艦 (SSN) のみと限定するに至っている¹⁰。

(2) 戦略兵器削減交渉の展開

米国は、ロシアとの間で第2次戦略兵器削減条約 (START-II) を署名し、冷戦時代に増強した戦略核戦力のさらなる削減を目指している。START-II は、条約の規定通りの削減が実施されても、米露の戦略核弾頭・爆弾の配備数を、それぞれ約9,500発、約7,200発とSTART交渉が開始された1982年当時の戦力レベルまでに引き下げるに過ぎなかったのに対し¹¹、93年

⁷ Warner, “Nuclear Deterrence Force Still Essential,” A Prepared Statement Before the U.S. Senate Armed Services Committee.

⁸ Ibid.

⁹ Robert S. Norris & William M. Arkin, “NRDC Nuclear Notebook: U.S. Nuclear Forces, 2000,” *The Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 56, No. 3 (May/June 2000), p. 71. また、George N. Lewis, “Tactical and Reserve Nuclear Warheads,” in Harold A. Feiveson, ed., *The Nuclear Turning Point: A Blueprint for Deep Cuts and De-alerting of Nuclear Weapons* (Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 1999), p. 159.

¹⁰ U.S. Department of Defense, “Results of DoD Nuclear Posture Review,” September 22, 1994; U.S. Secretary of Defense William J. Perry, *Report of the Secretary of Defense to the President and the Congress* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, February 1995), p. 89.

¹¹ START-I は、戦略核弾頭・爆弾の配備総数の上限を6,000発に定めているが、これはSTART-I独自の弾頭・爆弾算定方法によるものである。すなわち、ICBMやSLBM搭載の核弾頭については、「データ・ベースの設定に関する了解覚書」で規定された実数を数えるが、戦略爆撃機搭載核弾頭・爆弾については「みなし数」で算定される。例えば、空中発射巡航ミサイル (ALCM) については、米国の戦略爆撃機1機あたり10発、ソ連の場合、1機あたり8発と算定し、さらに核爆弾や核弾頭搭載短距離攻撃ミサイル (SRAM) については、戦略爆撃機1機あたりの積載量にかかわらず、1発と数えることになってい

1月に署名されたSTART-Ⅰは、97年9月に署名された追加議定書で2007年12月31日までに、戦略核弾頭・爆弾の配備量を3,000から3,500発までに削減することを規定している¹²。またSTART-Ⅰは、米露間の相互抑止の安定を脅かす恐れがあったMIRV搭載ICBMの全廃を規定している点でも画期的な条約である¹³。

97年3月、米口首脳はヘルシンキに会し、戦略核戦力のさらなる削減を進めることで合意した。その内容はSTART-Ⅰの枠組み合意として発表され、以下の5項目からなっている¹⁴。第1に、START-Ⅰでの戦略核弾頭・爆弾の配備量の上限を2,000～2,500発とし、2007年12月31日を期限としてこのレベルまでへの削減を完了する。第2に、保有している核弾頭の透明性を高める措置や、撤去され、不要となった戦略核弾頭・爆弾の解体を確実にする施策を講じる。第3に、START-Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを無期限条約とする。第4に、START-Ⅰで撤去が予定されている戦略兵器運搬手段を、当初、START-Ⅰの履行期限として合意されていた2003年12月31日までに使用できない状態にする¹⁵。第5に、START-Ⅰ交渉の一環として、SLCMと戦術核戦力に対する規制措置、並びに、解体核弾頭から抽出した兵器級核物質の管理の透明性を確保する施策を講じる。

START-Ⅰの枠組み合意は、START-Ⅱ、Ⅲで積み残された課題に応える内容となっている。第1に、戦略核弾頭・爆弾に対する規制を、単に配備量の規制にとどまらず、初めて保有量の規制へと踏み出すことが合意された点である。実戦配備されていない核弾頭・爆弾を対象とし

¹² START-Ⅰは、当初、条約発効後1年以内にロシアの戦略核兵器の廃棄や撤去に米国が財政的支援を供与する協定が成立することを条件に2000年12月31日までに、そうした支援がない場合には2003年1月1日までに規定配備量まで削減することを義務づけていた。なお、97年9月の追加議定書については、ロシアが2000年4月に批准したが、米国は未批准のままである。

¹³ MIRV化ICBMは、命中精度が高まるにつれ、その一部の戦力を用いて相手のICBM戦力に対し武装解除的な攻撃を加えることが可能となってきた。例えば、70年代末頃、308基配備されていたソ連のSS-18に搭載されている核弾頭数は2,456から3,080であったが、この数量は、米国の戦略核兵器の中で、唯一、ある程度のカウンターフォース能力を有していた1,054基のICBMを先制攻撃によって壊滅させるのに有り余る数量であったのである（米国のICBMサイロ1基を破壊するために、SS-18の核弾頭を少なくとも2個用いれば足りると想定されていた）。そしてもしソ連がこうしたカウンターの攻撃を行った場合、米国としては報復核攻撃ができないと想定されたのである。何故なら、米国の報復核攻撃は総て対都市攻撃とならざるを得ないが、米国が敢えてこうした報復核攻撃を行っても、ソ連はさらにそれに対する報復として米国の都市、産業施設に再報復を加えることも予想されたからである。その結果、米国の損害を局限するためにもこうした報復核攻撃を行わない方が米国にとって利益となる、と言うものであった。こうしたシナリオは「脆弱性の窓」と形容され、MIRV化ICBMの全廃を求める動きにつながった。

¹⁴ The Arms Control Association, “Joint Statement on Parameters on Future Reductions in Nuclear Forces,” *Arms Control Today*, Vol. 27, No. 1 (March 1997), pp. 19-20.

¹⁵ 「使用できない状態にする」とは、核弾頭の取り外しのほか、ICBMが格納されている地下サイロの蓋を開け閉めできないようにすること、ミサイルのノーズ・コーンの撤去、ミサイル・エンジンの稼働装置への作為などが含まれると想定されている。Shannon Kile, “Nuclear Arms Control,” *Stockholm International Peace Research Institute, SIPRI Yearbook 1998: Armaments, Disarmament and International Security* (New York: Oxford University Press, 1998), p. 411.

た「解体・廃棄協定」が成立すれば、START- の課題として残された核弾頭の「再装填能力」の較差が是正されることになる¹⁶。また、ジュネーブ軍縮会議で交渉開始が検討されている「兵器級核分裂性物質生産禁止協定 (FMCT) 」と相まって、真の意味での核軍縮を実現することにつながる。第2は、START- 、 - 、 - を無期限の条約にする合意である。これが条約文として規定されれば、戦略核戦力の削減は固定化されることになる。第3は、核弾頭搭載長射程 SLCM に対する法的規制を作り上げることに合意した点である。射程 600km 以上の核能力 SLCM については、START- に添付された合意文書で880基という配備上限が定められたが、この合意は査察・検証の対象にならない紳士協定であったこと、さらには880基の配備上限を守る義務は条約発効後5年間に限定されており、その後の処置については何ら言及されていなかったのである。

このように、START- の枠組み合意は、米露の戦略核戦力の削減を逆戻りさせない枠組みを備えており、同条約の早急な交渉、合意が望まれる。しかしながら、米国は、START- の発効を START- の本交渉開始の条件としているため、START- の枠組み合意が成立して3年以上近く経た今日にあっても、本交渉は開始されていない¹⁷。START- の発効に関しては、米国が97年9月に調印された START- 関連の追加議定書を批准していないこと、さらにはロシアが弾道弾迎撃ミサイル (ABM) 条約の厳守を米国が確約しない限り批准書の交換に応じないとの姿勢をとっているため、早期発効の見通しが立っていない。しかしながら、START- 交渉が、START- の発効 (94年12月) 前の START- 署名 (91年7月) 直後から開始されたことを思い起こせば、START- の発効に拘泥することの説得力が今ひとつ乏しい。

(3) 核抑止戦略

1950年代の米国の対ソ核抑止戦略の基盤は、攻撃戦力に基づく「懲罰的抑止 (deterrence by punishment) 」と防御能力に基づく「拒否的抑止 (deterrence by denial) 」の狭間で揺れ動いていた¹⁸。ところが、ICBMなど弾道ミサイルが攻撃戦力の主力を占めるに従い、弾道ミサイ

¹⁶ START- で START- で合意された弾頭取り外し規定が削除されたため、条約に反して核弾頭を再装填する可能性が出てきたが、米露の間にその能力の較差があるとのロシアの不満。START- の弾頭取り外し規定とその削除から生じる問題点については、小川伸一『核軍備管理・軍縮のゆくえ』(芦書房、1996)、144-145頁および178-180頁を見よ。また、米露間の具体的な数字上の差異については、Dean A. Wilkening, "The Future of Russia's Strategic Nuclear Force," *Survival*, Vol. 40, No. 3 (Autumn 1998), pp. 104-105.

¹⁷ START- の予備交渉は、99年8月、モスクワにおいて ABM 条約の改定交渉と併行して開かれた。Craig Cerniello, "News and Negotiations: Little Progress Made at START/ABM Talks," *Arms Control Today*, Vol. 29, No. 5 (July/August 1999), p. 22.

¹⁸ 事実、1960年に入っても米国の国防予算は攻撃、防御両面にほぼ均等に振り分けられていたのである。例えば、U.S. Secretary of Defense Caspar W. Weinberger, *Annual Report to the Congress FY 1988* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1987), p. 51 を参照。

ルに対する効果的な防御手段が見あたらないため、米国は、抑止の基盤を次第に報復能力に求めるようになったのである。その結果、抑止力を確固たるものにするため、戦略攻撃戦力の非脆弱化を図ると同時に、同戦力の多様化、増強が必要となってきた。こうして米国は、1960年代中頃に、ソ連から如何なる先制核攻撃を受けても、残存した攻撃戦力でソ連の都市・産業施設に対し壊滅的打撃を与えるという対ソ確証破壊能力を備えるに至ったが、ソ連もそれに遅れること数年の1960年代末、対米確証破壊能力を備えることに成功した¹⁹。こうして成立したMAD態勢は、米ソ両国をして、互いに先制核攻撃を行い難くする効果があり、抑止の安定化をもたらすものと期待されたのである。そして1972年5月、米ソの間で弾道ミサイル防衛(BMD)の配備を大きく規制したABM条約が署名されるに及んで、このMAD態勢が制度化された。

しかしながら、米国の対ソ核抑止戦略は、単に相手の都市・産業施設に対する確実な報復能力を備えるのみで終わるわけにはいかなかった。なぜなら、米国の報復核攻撃の対象がソ連の都市・産業施設に限定されれば、対米核攻撃に使用されなかったソ連の戦略核戦力の多くは生き残り、ソ連による再報復を招く恐れがあったからである。しかも、ソ連からの再報復が米国の壊滅を意味するとすれば、対都市報復戦略は、屈服か自殺かの二者択一を迫るものであった²⁰。また、報復が自国の壊滅につながるとなれば、その報復そのものの信憑性、換言すれば、抑止力それ自体の信憑性にも疑問が生じることになる。こうした課題に対処するためには、ソ連の都市のみならず、戦略核戦力など核戦力を含めた広範囲の攻撃目標を設定すると同時に、選択的かつ柔軟に報復攻撃を加える能力を備えなければならなかった。こうして、軍事技術の進歩とともに、様々な爆発威力の核弾頭が製造される一方、ICBMやSLBMの信頼性や命中精度の向上が図られ、抗堪化されたソ連の戦略核戦力を短時間に破壊する「硬化目標即時破壊能力(prompt hard-target kill capability)」を柱とするカウンターフォース能力が追求された。米国の戦略核戦力に、抗堪化されたソ連の核戦力を破壊する能力を付与すれば、ソ連の核攻撃の態様に応じた柔軟な報復核攻撃も可能となり、核エスカレーションを制御する能力を備えることが可能と考えられたのである²¹。

米国は、冷戦時代、西欧、日本、韓国などに「拡大核抑止」を含め、一定の安全を供与していたが、こうした核の傘の信憑性を向上させるためにも、ソ連の核戦力など抗堪化された軍事

¹⁹ The Harvard Nuclear Study Group: Albert Carnesale et al. , *Living With Nuclear Weapons* (New York: Bantam Books, 1983), pp. 88-89.

²⁰ Colin S. Gray & Keith Payne, "Victory is Possible," *Foreign Policy*, No. 39 (Summer 1980), p. 15.

²¹ レーガン政権までの米国の核抑止戦略の流れを簡潔にまとめた文献としては、岩田修一郎、「米国核戦略の変遷」、日本国際政治学会編『転換期の核抑止と軍備管理』_α、国際政治第90号、(有斐閣、1989年3月) 54-69頁を見よ。また、Leon Sloss & Marc Dean Millot, "U.S. Nuclear Strategy in Evolution," *Strategic Review*, (Winter 1984), pp. 20-27; Casper W. Weinberger, "U.S. Defense Strategy," *Foreign Affairs*, Vol. 64, No. 4 (Spring 1986), p. 680なども参照。

目標を叩くカウンターフォース能力が重要な役割を果たしていた。核の傘の基本は、報復核攻撃の威嚇をもって同盟国に対する軍事行動を抑止することにあるが、核の報復使用の脅しのみでは必ずしもその信憑性が十分とは言えない。信憑性をさらに高めようとするならば、相手側からの再報復に対処できる能力、つまり必要とあらば核の投げ合いを統制できる核エスカレーション能力を備えることが望ましい。この核エスカレーション能力を担保するものは、軍事的には核の傘の供与国の「損害限定能力 (damage limitation capability)」であり、政治的には、核の傘の供与国とその受益国の二国間関係の在りようである。ところが、核戦争の損害限定手段は、カウンターフォース能力のほかには有効な手段が見あたらなかった。したがって、米国が核の傘の信憑性の維持・向上を図ろうとすれば、硬化目標即時破壊能力を中心としたカウンターフォース能力の整備を押し進めなければならなかったのである²²。

ところが、こうしたカウンターフォース能力の意義を重んずるあまり、硬化目標即時破壊能力を中心としたカウンターフォース能力の大幅増強を図ると、新たに次の問題も生起させることになった。第1に、戦略兵器制限条約 (SALT- 、 -) などによって米ソの戦略兵器運搬手段の上限が設定されている戦略環境の下で、米国が自国のカウンターフォース能力を無原則的に強化すると、ソ連の報復核戦力の弱体化をもたらすため、報復核戦力確保のための戦力増強を促したり、あるいは「クライシス・スタビリティ (crisis stability)」²³ を脅かして米ソ相互抑止の不安定化を招く危険があったのである²⁴。第2は、カウンターフォース能力の強化が、誤認に基づく核発射、あるいは事故による核の投げ合いの危険を高めることにつながった点である。すなわち、米国の戦略核戦力がカウンターフォース能力を高めれば高めるほど、ソ連は、自国の戦略核戦力が米国からの先制攻撃によって破壊されるの防ぐため、瞬時に発射できる態勢にしておかねばならないが、こうした状況は、必然的に誤認による核発射や事故による核の投げ合いの危険を高めることになったのである。第3は、カウンターフォース能力の強化が米ソ対立の緩和の妨げになった点である。米国の戦略核戦力のカウンターフォース能力の強化は、ソ連の戦略核戦力の残存性を脅かすことになるが、このことはとりもなおさずソ連の安全を脅かすことにつながり、対米不信感の増幅をもたらすことになったのである。

米国の核抑止ドクトリンは、米国の核戦力の構成や配備状況とは対照的に、冷戦終結後約10

²² Paul Stockton, *Strategic Stability Between the Super-Powers*, Adelphi Papers No. 213, (Winter 1986), p. 4.

²³ クライシス・スタビリティとは、政治的にライバル関係にある二国が何らかの理由で深刻な軍事的対立に陥ったとしても、武力に訴え難い状況にあることを言う。核兵器国間のクライシス・スタビリティを脅かす主たる要因は、戦略防衛能力やカウンターフォース能力に依拠する損害限定能力の差異であるが、有効な戦略防衛手段が見あたらない今日にあっては、カウンターフォース能力の差異と言える。クライシス・スタビリティの詳細については、Thomas C. Schelling, *The Strategy of Conflict* (Cambridge: Harvard University Press, 1960), p. 207; Stockton, *Strategic Stability Between the Super-Powers*, p. 10 などを見よ。

²⁴ The Harvard Nuclear Study Group, *Living with Nuclear Weapons*, pp. 143-144.

年を経た今日にあっても、冷戦時代の核抑止戦略と大差がない。例えば、94年の「核態勢見直し」は、ソ連の解体と新生ロシアの民主化、市場経済化を踏まえて、安全保障環境に大幅な変化が見られることを指摘しながらも、米露関係の悪化の可能性や、いわゆる「無法国家 (rogue state)」へ大量破壊兵器が拡散している現状を考慮して、引き続き米国および同盟国の安全を確保するために、報復的核抑止の重要性を指摘している²⁵。具体的には、ロシアや中国の将来が不透明であり、両国が敵対的な国家に変貌する場合への備えとして、米国は強力な報復能力に基づく核抑止を保持し続けることを説いている²⁶。

また、クリントン大統領は、97年11月、16年振りに見直した核兵器の運用政策を承認しているが、その中で、米国の核兵器の主たる役割を他の核保有国による核使用の抑止にあることを確認している。また、敵対国に受け入れ難い損害を与える能力を保持するのみならず、幅広い核報復のオプションを備え続けるとしている。さらに、94年の「核態勢見直し」と同様、核の「先行使用 (first-use)」のオプションを温存するとともに、生物・化学兵器を抑止する手段としての核使用の可能性を排除していない。確かに、今回の運用政策においては、81年の運用政策でレーガン政権が掲げた「核戦争を戦い、勝利するための準備」の文言は削除されたものの²⁷、冷戦時代と比べ、米国の戦略核抑止ドクトリン自体は大きく変化していないのである。

こうした核抑止に対する米国の姿勢は、その戦略核戦力の能力や警戒態勢にも反映している。クリントン政権は、世界のSLBMのなかで、唯一、硬化目標即時破壊能力を備えたD-5・SLBM²⁸の生産を進めており、START- 体制下のSLBM 戦力を総てD-5・ミサイルにすることを計画している²⁹。この政策は、ロシアや中国に優越したカウンターフォース能力を維持し続ける意志の表明と解釈することができる。また戦略核戦力の警戒態勢を見ても、戦略爆撃機については警戒態勢を大幅に解除したが、ICBM および SLBM 戦力については、依然、冷戦時代と同様、即時に発射可能な警戒態勢においている³⁰。

²⁵ U.S. Department of Defense, “Results of DoD Nuclear Posture Review,” September 22, 1994.

²⁶ *Ibid.*

²⁷ Warner , “Nuclear Deterrence Force Still Essential,” A Prepared Statement Before the U.S. Senate Armed Services Committee; Kile, “Nuclear Arms Control,” p. 418.

²⁸ D-5・SLBMの「半数必中半径 (CEP)」は120メートルであり、ピースキーパー・ICBM (100メートル)に匹敵する硬化目標即時破壊能力を持つ。これに対し、C-4・SLBMのCEPは、ポセイドン・SLBMと同様、約420メートルであり、1インチ平方あたり2,000ポンドの圧力に耐えるよう作られたソ連(露)のICBMサイロを破壊できる確率は10%に過ぎないと言われている。Harold A. Feiveson & John Duffield, “Stopping the Sea-Based Counterforce Threat,” *International Security*, Vol. 9, No. 1 (Summer 1984), pp. 188-189 および The International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance 1992-1993* (London: Brassey’s, 1992), p. 229.

²⁹ U.S. Secretary of Defense Cohen, *Annual Report to the President and the Congress*, 1999, p. 69.

³⁰ U.S. Secretary of Defense Cohen, *Annual Report to the President and the Congress*, 1999, p. 69; National Academy of Sciences, Committee on International Security and Arms Control, *The Future of U.S. Nuclear Weapons Policy* (Washington, D.C.: National Academy Press, 1997), pp. 34, 40. なお、戦略爆撃機の警戒態勢の解除には、核弾頭搭載ALCM、核弾頭搭載高性能巡航ミサイル (ACM)、それに重力落下核爆弾を爆撃機から撤去することが含まれている。

(4) 拒否能力 (BMD) の追求

ABM 条約で制度化された報復能力に依拠する相互抑止態勢は、人間の本能とは相容れない側面をはらんでいる。互いに相手の報復能力を保証し合う抑止態勢を維持し続けることは、頭上の脅威を所与のものとして受容し続けることを意味する。換言すれば、米ソ両国民は、共に「自己の安全を専ら相手の理性的判断に委ねざるを得ない」という報復抑止の特質から生じる恐怖とフラストレーションに耐え続けることを強いているのである。頭上に脅威があれば、これを取り除こうとするのが人間の本能である。報復能力を保証しあうことによる相互抑止が、軍事技術上、唯一とり得る戦略であったとしても、そこに人間の本能に逆らう側面があるため、米国内では常に批判を受け続けたのである³¹。

また、倫理的側面からもMADを基盤とする核抑止戦略に対し、批判が投げかけられていた。冷戦期の核抑止戦略の基盤は、報復核攻撃に基づく懲罰的抑止であったが、この戦略の下では、対都市報復攻撃については言うまでもなく、厳密なカウンターフォース報復核攻撃を行っても、不可避免的に一般市民の大量殺戮を伴うものであった。このような人的惨禍をもたらす報復的抑止を別の言い方で表現するならば、殺人という罪を防止するために、殺人を犯す可能性のある人物の子供を人質にとり、殺害することを公の政策として宣言することと大差がなかったのである。

報復能力を基礎とする抑止戦略には、上で述べたような限界や問題点が見受けられることから、懲罰的抑止に替わって拒否的能力を抑止の基盤とすることを主張する意見が絶えることはなかった。その典型的な例が「戦略防衛構想 (SDI)」であった。1983年3月、レーガン大統領は、宇宙配備の防衛網を中心とする多層BMD網の構築を打ち出し、対ソ抑止の基盤を懲罰的能力から拒否的能力へと転換することを訴えたのである。レーガン政権は、SDIで考えられている多層BMD網を配備することのメリットとして、第1に、ソ連の先制核攻撃が成功するか否かの不確実性を増大させる故、核戦争勃発を強力に抑止すること、第2に、人命その他の損害限定に役立つこと、第3に、攻撃戦力の価値を低下させ、攻撃戦力削減を促すこと、そして第4に、事故や誤認に基づく偶発的な弾道ミサイルの発射に対処できることなどを挙げていた³²。

しかしながら、BMD 網は、その迎撃能力に完全を期することができないために、上述のメリットと比較考量を余儀なくさせる問題点や課題を内包していた。第1は、防御システムの配

³¹ 小川、前掲書、90～91頁。

³² James Abrahamson, “Statement on the Strategic Defense Initiative Before the Republican Study Committee, the House of Representatives, U.S. Congress,” August 1984, pp. 1-2.

備が、カウンターフォース能力を無原則的に追求した場合と同様、核軍拡競争の激化、さらにはクライシス・スタビリティを損なうと予測される点である。なぜなら、BMDを配備すれば、カウンターフォース能力と同様に相手の報復能力を減殺することになるからである。第2に、抑止の強弱の観点から見た場合、防御能力を基盤とする拒否的抑止と攻撃戦力を基盤とする懲罰的抑止を同列に扱うことができるかとの疑問である。もし拒否的抑止に懲罰的抑止に匹敵する抑止力を持たせると同時に、クライシス・スタビリティを損なわないようにしようとするならば、戦略攻撃戦力の残存性の確保と極めて高度な迎撃能力を持つ防御システムを配備しなければならない。ところが、そうした防御システムを開発するためには、防御に内在する本質的な課題、すなわち防御手段が攻撃手段を見て開発されるという防御の本質的弱点を克服しなければならない。さらに、費用/効果の面で防御システムが攻撃戦力を上回ることや、防御システムの残存性の確保などの難題も解決されなければならなかったのである³³。

レーガン政権を継いだブッシュ政権は、ソ連/ロシアの脅威の減退や弾道ミサイルの拡散という冷戦後の新たな戦略環境を踏まえて、SDI構想を大幅に修正した「限定的ミサイル攻撃に対する防御 (GPALS)」計画を発表した。GPALS計画は、SDIと異なり、ソ連/ロシアからの大規模な弾道ミサイル攻撃に対処することを目的としたものではなく、ソ連/ロシアや中国からの事故や誤認に基づく核発射、さらには第三世界からの弾道ミサイルの脅威に備えようとするものであり³⁴、宇宙配備のBMD、米本土配備のBMD、それに海外に駐留する米軍や同盟国に対する弾道ミサイル攻撃に対処することを念頭に置いたBMDシステムの3種類の防御システムから構成されていた³⁵。続くクリントン政権は、規模は縮小するものの、GPALSで計画されていた第2、第3の防衛網にあたる「国家ミサイル防衛 (NMD)」と「戦域ミサイル防衛 (TMD)」に力を注ぐ意向を明らかにした³⁶。

³³ 小川、前掲書、188～189頁。

³⁴ U.S. Secretary of Defense Dick Cheney, *Report of the Secretary of Defense to the President and the Congress* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, January 1991), p. 59.

³⁵ The International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance 1991-1992* (London: Brassey's, 1991), pp. 13-14.

³⁶ クリントン政権が計画しているNMDのように、米本土全域を防御するBMDを配備するためにはABM条約の改訂を経る必要がある。ABM条約は、首都もしくはICBM基地の防御など拠点防衛を容認しているが締約国の本土全域の防御を禁じているからである。また、NMDで計画されている迎撃ミサイルの配備数が100基を超えるものであれば、これもABM条約の改訂を要する。こうした点を念頭に置いてクリントン大統領は、99年1月、ロシアとの間でABM条約の改定交渉を始めるとの意向を示し、同年8月から非公式折衝が開始された。ただし、ロシアがABM条約の改訂を拒んでいることから、2000年6月上旬現在、本交渉に至っていない。

また、TMDの研究・開発を進めるためには、ABM条約に関わる一つの課題を克服しなければならない。ABM条約で配備が規制されている迎撃ミサイル・システムは、「飛翔軌道にある戦略弾道ミサイルまたはその構成部分を迎撃するためのシステム」である。したがってこの範疇に入らない迎撃ミサイル、すなわち戦術・戦域弾道ミサイルを撃ち落とす迎撃ミサイルは、ABM条約下においても配備できることになる。ところが、ABM条約は、戦略弾道ミサイルとそれ以外の弾道ミサイルの違い、あるいは戦略弾道ミサイルを撃ち落とす迎撃ミサイルと、その他の弾道ミサイルを撃ち落とす迎撃ミサイルとの

ブッシュ、クリントン政権がこうしたBMDの開発・配備に乗り出した背景には、社会的、経済的に不安定な状況にあるロシアの核兵器管理に危惧の念を持つに至ったことのほか、ソ連を念頭に置いて構築された冷戦時代の核抑止戦略が、多様な「無法国家」、「拡散国家」から米本国や同盟国に対する脅威に必ずしも援用できないと考えたためである。その理由としては、冷戦後の主要課題として浮上した核不拡散体制を維持するために、核兵器の意義と役割を局限化することが要請されたこと、それに、米国にとって、冷戦後、地域紛争の戦略的意味が変化してきたことも挙げなければならない。冷戦時代、米国の同盟国を巻き込んだ地域紛争は、程度の差はあれ、米ソ対立、あるいは米ソ戦争にエスカレートする危険をはらんでいた。そのため、米国にとってそうした紛争を抑止する戦略的意義は大きかった。しかし、冷戦後、こうした関連性は消滅したため、地域紛争は文字通り地域紛争となり、利害関心が一定の地域に限定される地域紛争当事国とグローバルに利害関係を有する米国との間では、地域紛争に対する重要性についての認識は異なってきた。こうした「利益の不均衡」が見られる状況において、地域紛争を起こした国家が大量破壊兵器を搭載した弾道ミサイルを配備している場合、米国が逆に抑止されてしまう危険も想定されるようになった。このような「抑止の間隙」を埋める1つの手段としてBMDが位置づけられたのである。

(5) 今後の課題

米国内では、冷戦後の核抑止戦略や核兵器の役割をめぐる論争が続けられている。特にその焦点となっているのは対露核抑止戦略のあり方、非核兵器国に対する「消極的安全保障(negative security assurance)」¹⁾、核の先行使用政策の是非、それにNMD/ABM条約問題である。

区分を明確にしていなかったのである。米露は、こうしたABM条約の曖昧性を解消するために、93年11月以降、ABM条約の当事国になることが予定されているベラルーシ、カザフスタン、ウクライナを交えて断続的に交渉を続けてきた。その結果、ABM条約の下で開発・配備が可能なTMDについて合意が成り、97年9月、「ABM条約に関わる合意声明」が署名された。その合意声明によると、戦略ミサイルを迎撃するABMと戦域・戦術ミサイルを迎撃するABMの違いは、迎撃ミサイルの能力によってではなく、迎撃の対象となる弾道ミサイルの能力とこれを撃ち落とす迎撃実験の有無によって決定することとなった。すなわち、秒速5キロメートルを超える飛翔速度を有する弾道ミサイル、あるいは射程3,500キロメートル以上の弾道ミサイルに対する迎撃実験を行わない限り、宇宙配備の迎撃体を除き、空中、海上、陸上を問わずいかなる迎撃ミサイルもTMDの名の下で開発・配備が可能とされたのである。ただし、飛翔速度が毎秒3キロメートルを超える迎撃ミサイルを利用するTMDについては、他のABM条約当事国に対しての使用禁止など、幾つかの禁止事項が添付されている。なおロシアは、2000年4月、START-1とともにこの合意声明を批准したが、米国は批准していない。「ABM条約に関わる合意声明」の全文については、The Arms Control Association, "New START-1 and ABM Treaty Documents," *Arms Control Today*, Vol. 27, No. 6 (September 1997), pp. 19-24 を見よ。

ア．対露核抑止戦略のあり方

冷戦後の今日、米国を敵視しないロシアを考慮して、米国の戦略核戦力のカウンターフォース能力を大幅に削減し、報復攻撃の目標を都市・産業施設に戻すべきとの意見が見受けられる³⁷。確かに、もはや米国に敵対しようとするロシアに対しては、冷戦時代に顕著であったカウンターフォース能力を重視した抑止戦略を唱える根拠はなくなってきている。また、カウンターフォース能力を前面に押し出した抑止戦略は、ロシアの戦略核戦力の残存性を脅かし続け、ロシアに対し、安全保障上の懸念を抱かせ続けることになり、建設的な米露関係の構築の障害にもなりかねない。

しかしながら、カウンターフォース能力を無原則的に削減すると、米国本土に対する核攻撃を抑止する基本抑止はともかく、信憑性のある核の傘を提供することが難しくなり³⁸、米国の核の傘で保護されてきた同盟国に対し、防衛政策の見直しを迫ることにもなりかねない。また、万が一、抑止が崩れ、核の投げ合いが生じた場合、柔軟な対応をとることができなくなり、エスカレーション、損害限定のいずれにおいても制御の効かない状況に置かれてしまう恐れがある³⁹。信頼に足る核抑止能力を維持するためには、一定程度のカウンターフォース能力を欠くことができないのである。

したがって、一定程度のカウンターフォース能力を備えながら、ロシアや中国に要らざる脅威を与えない戦略核戦力の配備態勢を考えなければならない。その手段として挙げられるのが、戦略核戦力、とりわけICBMとSLBMの即応態勢や警戒態勢の緩和である⁴⁰。一定の準備を経なければICBMやSLBMを発射できない程度に即応態勢を緩和すれば、ロシアの懸念がそれに応じて和らぐことになる。また、ロシアの核管理・統制に疑問が持たれている今日⁴¹、即応態勢を緩和すれば、事故や誤認に基づく核ミサイル発射の危険が大幅に低下することになる。ICBMやSLBMの即応態勢の緩和を一方的に実施することが困難であることを考慮すれば、冷戦後の米露関係に即した戦略弾道ミサイルの即応態勢レベルを探求すべく、早急に米露間で協

³⁷ Charles L. Glaser, "Nuclear Policy Without an Adversary," *International Security*, Vol. 16, No. 4 (Spring 1992), pp. 34-78. これに類似した議論として、最小限抑止戦略を唱えるものは、Carl Kaysen, Robert S. McNamara & George W. Rathjens, "Nuclear Weapons After the Cold War," *Foreign Affairs*, Vol. 70, No. 4 (Fall 1991), pp. 95-110.

³⁸ The Harvard Nuclear Study Group, *Living with Nuclear Weapons*, p. 156.

³⁹ *Ibid.*, p. 156.

⁴⁰ The Arms Control Association, "Document: Jump-START: Retaking the Initiative to Reduce Post-Cold War Nuclear Dangers," *Arms Control Today*, Vol. 29, No. 1 (January/February 1999), pp. 17-18; National Academy of Sciences, *The Future of U.S. Nuclear Weapons Policy*, pp. 62-63.

⁴¹ ロシアの核管理体制や早期警戒網の弱体化による弾道ミサイルの誤発射の危険を指摘した文献としては、Bruce Blair and Clifford Gaddy, "Russia's Aging War Machine: Economic Weakness and the Nuclear Threat," *Brookings Review*, Vol. 17, No. 3 (Summer 1999), pp. 10-13. また、Bruce G. Blair, "De-alerting Strategic Nuclear Forces," Feiveson, ed., *The Nuclear Turning Point*, pp. 103-107.

議に入ることが望ましい。

イ. 「消極的安全保障」

米国は、NPT体制を側面から支えるために、1978年6月以降、NPTに加盟している非核兵器国に向けて、他の核兵器国と連携あるいは同盟して (in association or alliance with)、米国、米国の軍隊、同盟国に武力攻撃を加えない限り、核兵器を使用しない、との主旨の「条件付き消極的安全保障」宣言を出している⁴²。この宣言を読む限り、NPTに加盟している非核兵器国に対する米国の核使用は、他の核兵器国と連携あるいは同盟して、米国や同盟国に武力攻撃を加える非核兵器国のみと限定される。つまり、他の核兵器国と同盟関係にない非核兵器国が米国の同盟国に生物・化学兵器攻撃を加えても、核報復をしないと解釈できる。これを北朝鮮に適用すると、今日の北朝鮮は、形式的ではあれ、依然、核兵器国である中国と同盟関係にあるため、米国の消極的安全保障は適用されないが、将来、中朝同盟が解消された後、北朝鮮が独自に日本や韓国に化学兵器攻撃を加えても、米国の核報復はあり得ないことになる。

こうした危惧に應えるかのように、米国政府の一部には、生物・化学兵器攻撃を抑止する手段として核兵器の使用を示唆する発言が見受けられる。たとえば、96年5月、当時のペリー国防長官は、化学兵器攻撃に対しては核報復の可能性を排除しない旨、議会で証言したし、また国家安全保障会議のロバート・ベル国防・軍備管理政策上級部長(当時)も、米国がアフリカ非核兵器地帯条約の議定書に署名した際、その非核兵器地帯条約加盟国が大量破壊兵器を用いて米国に攻撃を加える場合、米国は利用可能なあらゆる手段を用いてこれに対処すると述べている⁴³。ところが、97年11月に発表されたクリントン政権の核兵器運用政策において、こうした見解は反映されていない。従来からの条件付き消極的安全保障政策を繰り返したほか、NPT条約の遵守に疑惑がもたれている非核兵器国に対する核使用の可能性を新たに打ち出したに過ぎない⁴⁴。

このように、今日の米国の条件付き消極的安全保障宣言は、核の傘の信頼性に一抹の不安をもたらしている。NPTに加盟している非核兵器国が「核兵器国と連携、あるいは同盟して」という条件を見直すことが望ましい。冷戦後の今日にあっては、大量破壊兵器の拡散が焦点と

⁴² 米国は、78年6月、パンス国務長官の声明の形でこうした消極的安全保障宣言を出した。藤田久一編、『軍縮条約・資料集』(有信堂、1988)、363頁。また、95年4月のNPT再検討・延長会議の直前にも同様の趣旨の消極的安全保障宣言を繰り返している。藤田久一、浅田正彦編、『軍縮条約・資料集』第二版、(有信堂、1997)、105頁。

⁴³ Victor A. Utgoff, "Nuclear Weapons and the Deterrence of Biological and Chemical Warfare," *Occasional Paper No. 36*, (Washington, D.C.: The Henry L. Stimson Center, October 1997), p. 1.

⁴⁴ Robert Bell, "Strategic Agreements and the CTB Treaty: Striking the Right Balance," *Arms Control Today*, vol. 28, no. 1 (January/February 1998), p. 6; Craig Cerniello, "News and Negotiations: Clinton Issues New Guidelines on U.S. Nuclear Weapons Doctrine," *Arms Control Today*, vol. 27, no. 8 (November/December 1997), p. 23.

なっているのであり、核兵器国と同盟関係にあるか否かはそれほど大きな問題ではないはずである。

ウ．核の先行使用政策の是非

米国は、冷戦時代、通常戦力バランスで劣勢にあった同盟国に対する防衛上のコミットメントを補強するために、核の「早期かつ先行使用 (early and first use)」政策を打ち出していた。そうした政策の下にあった代表的な地域は欧州と朝鮮半島であった⁴⁵。その意図するところは、米国が配備した戦術核兵器の早期かつ先行使用の威嚇を前面に押し出して、当時、優勢にあったソ連軍を中心とするワルシャワ条約機構軍、あるいは北朝鮮軍の通常攻撃を抑止することであった。

ところが米国は、奇襲攻撃能力を大幅に低下させるとともに、東西間の通常戦力バランスの低水準均衡を図る欧州通常戦力 (CFE) 条約を成立させ、しかもソ連が解体したにもかかわらず、欧州においては、依然、核の先行使用政策を放棄していない⁴⁶。94年9月に発表された「核態勢見直し」は約10カ月間検討されたが、この間、核の先行使用政策も修正される可能性が取りざたされていた。しかしながら、発表された「核態勢見直し」においては、核の先行使用政策については何ら言及されず、結果的に温存する姿勢が保たれた⁴⁷。その一方で、「核態勢見直し」は、核兵器や生物・化学兵器の使用を伴う地域紛争に対しては、通常戦力で対処する意向も示している⁴⁸。こうして見ると、米国は、核の先行使用の可能性を可能な限り低下させながらも、核の「先行不使用 (no first use)」⁴⁹を宣言するまでには踏み切れないというあいまいな姿勢をとっていることになる。冷戦後の米国の核政策の中心となった核拡散防止政策と、同盟国へのコミットメントの両立を図る苦肉の策と言える。

こうした米国政府の姿勢に対し、核拡散防止や核軍縮の緊急性を訴える人々からは、米国防

⁴⁵ 韓国防衛のための核の先制使用政策については、75年6月、当時のシュレシンジャー米国防長官が、韓国内に核兵器を配備していることを確認するとともに、北朝鮮による通常攻撃に対し、核使用の可能性を強く示唆したことによって確認された。『読売新聞』1975年6月21日（夕刊）。

⁴⁶ ただし、「早期に使用」するオプションは、「最後の手段 (last resort)」に置き換えられている。90年7月に発表されたNATOの「ロンドン宣言」のパラグラフ18を参照。ただし、ロンドン宣言を基礎にまとめられた91年11月の「NATOの新戦略概念」では、核兵器への依存度が低下したとの旨の記述は見られるが、「最後の手段」との文言は使われていない。韓国防衛を念頭に置いた核の先行使用に関しては、韓国配備の戦術核を撤去したこと、並びに平時において米海軍が戦域・戦術核を配備していないことから、明言はしないものの、事実上、放棄したものと解釈できる。なお、戦術核撤去後の韓国向けの核の傘については、小川、前掲書、214～215頁を見よ。

⁴⁷ U.S. Department of Defense, “Results of DoD Nuclear Posture Review,” September 22, 1994.

⁴⁸ *Ibid.*

⁴⁹ 核の先行不使用とは、相手の核使用に対する核報復の選択肢を留保するものの、相手に先んじて核兵器を使用しない、というものである。5核兵器国の中では、中国のみが核の先行不使用を宣言している。また、ロシアは、中国との関係において、核の先行不使用を合意している。

府に対し核の先行不使用宣言に踏み切ることを要請する声が高まっている⁵⁰。このような要請の背景には、核兵器の役割が、単に他の核兵器国の核使用を抑止するにすぎないとの認識があるように見受けられる。確かに、彼らが主張するように、核兵器の存在意義が他の核兵器国の核使用を抑止するのみであれば、その論理的帰結として、核兵器国が一律に核兵器を削減、そして全廃しても失うものがないということになる。このように核の先行不使用宣言は、核軍縮に向けた大きなステップとなる。さらに、他の核兵器国の賛同を得て核の先行不使用体制を構築すれば、その副次的効果として、非核兵器国は、原則的に核威嚇や核攻撃を恐れる必要がなくなり、NPT体制の最も大きな懸案事項である核兵器国と非核兵器国間の政治・安全保障上の不平等性も緩和され、NPT体制の信頼性が格段に向上することになる。

しかし、米国のみならず、英仏露が核の先行不使用を受け入れていない事実からうかがわれるように、現実の世界は、核の先行不使用政策を選択するための条件を欠いている。第1に、地域ごとあるいは対立する国家間での通常戦力バランスを図る施策が不徹底な状況にあっては、通常戦力の劣勢を補う施策として、核の先行使用の選択肢を残さざるを得ないからである。93年11月にロシアがソ連時代の核の先行不使用政策を放棄した⁵¹のもこの理由による。第2は、核の先行不使用を約束すると、生物・化学兵器攻撃を抑止する手段は化学兵器あるいは通常兵器となるが、このうち化学兵器は、化学兵器禁止条約(CWC)で「復仇」としての使用も禁止されている⁵²。したがって、CWC締約国に残された抑止手段は通常兵器となるが、通常兵器は核兵器と異なり、決定的なインパクトを有しないため、強力な抑止力を生み出すとは限らない。通常兵器による損害は過小評価されがちなのである。第3に、核の先行不使用体制は、上述の議論から類推されるように、かえって生物・化学兵器の拡散をもたらす危険をはらんでいる。生物・化学兵器に対する抑止手段の放棄につながる核の先行不使用体制の構築を急げば、生物兵器禁止条約(BWC)やCWC加盟への意欲を削ぎ、その拡散を促しかねないからである。また、通常戦力や生物・化学兵器に対する管理が不徹底な今日にあっては、核の先行不使用は核の傘の信頼性を損なう危険もはらんでいる。核の先行不使用体制下においても、核報復の威嚇をもって同盟国に対する核攻撃を抑止することは可能であるが、同盟国に対する通常攻撃や化学兵器攻撃を抑止する手段として核兵器に依存できなくなるからである。

このように、核軍縮や核拡散防止につながる核の先行不使用政策を採用するには、依然、課

⁵⁰ 例えば、National Academy of Sciences, *The Future of U.S. Nuclear Weapons Policy*, p. 71; Steve Fetter, "Limiting the Role of Nuclear Weapons," Feiveson, ed., *The Nuclear Turning Point*, pp. 31-45; Jack Mendelsohn, "NATO's Nuclear Weapons: The Rationale for 'No First Use,'" *Arms Control Today*, Vol. 29, No. 5 (July/August 1999), pp. 3-8.

⁵¹ Dunbar Lockwood, "News and Negotiations: Russia Revises Nuclear Policy, Ends Soviet 'No-First-Use' Pledge," *Arms Control Today*, Vol. 23, No. 10 (December 1993), p. 19.

⁵² CWC第1条1項が、「いかなるばあいにも」化学兵器の使用を禁止する旨を規定し、さらに第22条で条約本文に対する留保も禁じたことで、復仇としての化学兵器の使用も禁じたと解釈されている。浅田正彦「第5章 化学兵器の禁止」、黒沢満編著『軍縮問題入門』第2版、(東信堂、1999) 117頁。

題が多い。しかしながら、核軍縮を進めることや核拡散防止体制の一層の強化を図ることも極めて重要である。そこで、核の先行使用と先行不使用の折衷的な施策として、「大量破壊兵器の先行不使用」⁵³、あるいはCWCおよびBWC締約国に対してのみ核の先行不使用政策をとることを唱える向きもある⁵⁴。こうした提言に対する今後の米国の論議を注視してゆく必要があるだろう。

エ．NMD/ABM 条約問題

米国が進めている BMD 計画のうち、NMD をめぐる最も大きな課題は、その防衛網の規模および配備地域と ABM 条約との兼ね合いである。ABM 条約は、首都もしくは ICBM 基地のいずれかに 100 基を上限とする拠点防衛 (point defense) を目的とした ABM の配備を許すのみである。ミサイル防衛に関し、このような厳格な規制を加えたのは、米ソそれぞれの報復攻撃の有効性を保証することによって、相互抑止の安定化を図るとともに、核軍拡競争を回避するためであった。こうした「ABM 条約の論理」に従うと、配備される米国の NMD が米本土全体の防衛を視野に入れるとともに、NMD で配備される迎撃ミサイル数が多くなればなるほど、たとえその NMD の迎撃対象が「無法国家」の弾道ミサイルと位置づけられたとしても、結果的にロシアや中国の対米核抑止力を損なうことになる。とりわけ米本土に届く ICBM が約 20 基前後にとどまる中国に与える影響は大きい。そのため、中露両国は、自国の対米核抑止力回復のために戦略弾道ミサイル戦力の増強に向かうことが予想される。こうした動きは、米露間で進められている START プロセスに悪影響を及ぼすのみならず、冷戦後の核軍縮趨勢にも水をかけることになりかねない。クリントン政権は、NMD の配備にあたっては、軍備管理への影響を考慮すると述べていることから⁵⁵、START をほごにするほどの NMD の配備は考えにくい。共和党が多数を占める議会には、ABM 条約の廃棄を主張する議員が散見されるなど⁵⁶、

⁵³ これは、大量破壊兵器と規定される核、生物、化学兵器を一つの範疇にまとめ、一括して先行使用を禁止するものであり、先行不使用の約束に反した国家に対しては、核報復の可能性を留保する点で核の先行不使用と同じ考え方に立つ。核の先行不使用と異なる点は、生物・化学兵器使用の危険を減らし、BWC や CWC の普遍性を高める効果が期待される点である。ただし、この場合、通常兵器に対する抑止手段が通常兵器に限定されるため、今日にも増して通常戦力に対する軍備管理・軍縮の重要性が高まることに注意しなければならない。「大量破壊兵器の先行不使用」に関する詳細な議論については、David Gompert, Kenneth Watman & Dean Wilkening, “Nuclear First Use Revisited,” *Survival*, Vol. 37, No. 3 (Autumn 1995), pp. 27-44 を見よ。

⁵⁴ 黒沢満「核の先制不使用を」『読売新聞』1999年12月5日(朝刊)。

⁵⁵ そのほか、迎撃技術の完成度、「無法国家」からの弾道ミサイル脅威が実際にあること、予算の3項目も NMD 配備を決断する際の考慮要因としている。例えば、Craig Cerniello, “News and Negotiations: NMD Bill Clears Congress as Senate Re-Examines ABM Treaty,” *Arms Control Today*, Vol. 29, No. 3 (April/May 1999), p. 38 を参照。

⁵⁶ Amy F. Woolf, *Anti-Ballistic Missile Treaty Demarcation and Succession Agreements: Background and Issues*, CRS Report for Congress (98-496F), May 22, 1998, p. CRS26.

ABM条約の意義を軽視する向きも見受けられる。NMDとABM条約をめぐる行政府と議会の論争を注視し続けなければならない。

2 ロシア

ロシアの軍事・政治指導部は、冷戦後の現在においてもロシアにとっての核兵器の意義は大きいと認識している。それは、ソ連崩壊後の混乱によって国力が大幅に低下したにもかかわらず、核兵器の存在によって、ロシアに対する直接的な侵略は抑止されていると考えているからである。また、核兵器の持つ象徴的な意味もロシアにとっては重要である。一部のロシア人が認めているように、ロシアが米国に比肩しうる大国であるという主張はそれが核大国であるという事実が大きく拠っているからである⁵⁷。

こうした流れは、より明示的な形で核報復に基づく抑止戦略を宣言するというロシアの軍事戦略上の変化に反映されている。また、抑止という政治・軍事的な観点だけではなく、非戦略核兵器を純粋に「軍事的」な兵器として軍事作戦、特に防勢作戦の中で使用することにも言及がなされるようになってきている。

(1) 核戦力

ソ連の戦略核弾頭の配備数は、START- が調印された91年7月31日には11,167発であった。しかし、2000年1月1日の時点では、ICBMが756基(弾頭数3540発)、SLBMが504基(弾頭数2336発)、重爆撃機が78機(弾頭数596発)の計1,338基(弾頭数6,472発)にまで低下している⁵⁸。戦略核弾頭の配備上限を3,000～3,500発に規定したSTART- は、依然、未発効のままであるが、プーチン大統領代行(当時)は、ロシア下院が2000年4月14日にSTART- を承認した際、START- での配備上限を1,500発にすることを提案している⁵⁹。ロシアがこのような態度をとっている理由は、ロシアの厳しい財政状況から、米国との軍備管理・軍縮によらなければ、ロシアの戦略核のみが一方向的に低下し、米国との均衡を維持することが困難になると認識しているからである。

⁵⁷ Pavel K. Baev, *The Russian Army in a Time of Troubles* (London: SAGE Publications, Ltd., 1996), p. 42.

⁵⁸ "START I Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms" (<http://www.state.gov/www/global/arms/factsheets/wmd/nuclear/start1/startagg.html>).

⁵⁹ "Soobshcheniye Press-Sluzhby Prezidenta Rossiyskoy Federatsii," (<http://press.maindir.gov.ru/press/messages.asp?yy=2000&mm=4&dd=14&nn=3>).

さらに、米国との戦略核バランスを維持しようとするロシアの姿勢は、米国のBMD計画とABM条約へのロシアの態度からうかがえる。ロシアは、米国のBMDのうち、特にNMDが、ロシアの核抑止力を損なうものであると認識している。なぜならば、財政難のためロシアの戦略核戦力が縮小し続ける一方で、米国と同様のBMDシステムの開発・配備をロシアが進めることができない現状では、米国によるNMD計画の推進は、ロシアの対米報復能力を一時的に減少させてしまうものであると考えられるからである。そのため、戦略ミサイルを迎撃するシステムを制限するABM条約を重視し、その堅持を主張している⁶⁰。

(2) 核抑止戦略の展開

ア．ソ連時代の遺産

ソ連の核兵器に関する政策で特徴的であったのは、ブレジネフの先行不使用宣言のように核兵器を「使用しない」という宣言を行うことはあっても、自らに対する攻撃や侵攻が発生した場合に、それを「使用する」と明示的に宣言することが稀なことであった。そのことは、核報復の脅しを活用して、自国(あるいは同盟国)への侵略や攻撃を潜在的な敵国に思いとどませるといった核抑止戦略が、無意識あるいは直感的なレベルではともかく、意識的に策定される「政策」としてはソ連に存在していなかったことを示している。なぜならば、核抑止戦略を成立させるためには、ある条件下(たとえば自国と同盟国への侵略が発生した場合など)では、核兵器を使用することを宣言しなければならないからである。ロシア軍のある理論家の説明によると、「核抑止によって柔軟かつ適切に軍事・政治的および戦略情勢の悪化に対応することや、核兵器の分野における科学的に裏付けられた国家の軍事的、軍事・政治的政策を策定することを可能とする真剣な理論的基盤を準備する必要が生じている。 中略 米国においてはかかる基盤はすでに形成されている。 中略 我が国においては、最近にいたるまで

⁶⁰ ABM条約を修正しようとする米国の動きを、99年3月のロシア大統領年次教書は、「ABM条約を損なう危険な試みは、軍事的な安定を破壊するだけでなく、大量破壊兵器とその運搬手段の無統制な拡散につながるもの」として、「受け入れられない」として非難している。“Rossiya na rubezhe epokha: O polozhenie v strane i osnovnykh napravleniyakh politiki Rossiyskoy Federatsii,”(<http://www.maindir.gov.ru/Administration/Prespage/Messages/POSLANIE.html>)。また、99年10月21日、ロシアは、99年ABM条約の署名当事国が同条約を遵守することを求める決議案を中国、ベラルーシとともに国連に提出した。同決議案は、11月1日には、国連総会第1委員会(軍縮・国際安全保障)で、そして、国連総会本会合では12月1日に採択された。“Press Release GA/DIS/3150: Text Calling for Preservation of Anti-Ballistic Missile Treaty Introduced in First Committee by Russian Federation,” (http://srch1.un.org/plweb/cgi/fastweb?state_id=947179124&view=unsearch&docrank=2&numhitsfound=11&query=Russia%20AND%20ABM%20AND%20First%20Committee&&docid=1652&docdb=pr1999&dbname=web&sorting=BYRELEVANCE&operator=and&TemplateName=predoc.tmpl&setCookie=1); “Press Release GA/9675: General Assembly Calls for Strict Compliance with 1972 ABM Treaty, as It Adopts 51 Disarmament, International Security Text,” (<http://www.un.org/News/Press/docs/1999/19991201.ga9675.doc.html>)。

集約された形での核戦略は形成されていなかった」のである⁶¹。

そのことは、核抑止戦略を明示的に定式化することにソ連指導部が有用性を見いだしていなかったことを示している。米国においては、米国から海を隔てた同盟国の安全を核の傘の提供によって比較的安価に保障すること、同時に安易に核戦争に巻き込まれないこと、という二律背反の要求があった。そこで、その2つのせめぎ合いの中で、米国は、核抑止戦略を明らかにすることが求められていた。しかしながら、ソ連においては、ワルシャワ条約機構(WTO)諸国もソ連と陸続きであり、米国とその同盟国との間で懸念されていた「切り離し(de-coupling)」という問題は生じにくかったのである。むしろ、WTO諸国はソ連本土と一体の防衛線とみなされ、また攻勢的態勢にある強力な通常戦力によって守られていた。そのため、核抑止戦略を定式化して、WTO諸国の安全保障を確保する必要はなかったのである。

むしろ、ソ連の軍事・政治指導部が核兵器について大きな意義を見いだしていたのは、実際に使用される「兵器」としての側面である⁶²。スターリンが1953年に死亡した後、ようやくソ連、特に軍において軍事戦略に対する核兵器の影響が公然と議論されるようになった。そこでなされた検討の結果は、核兵器とミサイルの導入によって「軍事上の革命」(*revolyutsiya na voyennom dele*)が生じつつあるものというものであった。それまでは地上戦での勝利という戦術的勝利の積み重ねによってしか、戦略的成果を獲得することはできなかったが、核ミサイル兵器による大規模な打撃によって一挙に敵国後方の破壊という戦略的成果を獲得できるようになったと認識したのである。また、戦域戦争についても、地上軍など通常戦力が果たしてきた敵戦力の破壊などの役割は核ミサイルによって取って代わられるとされた。こうした核重視の軍事戦略は、1960年代後半以降修正された⁶³。しかしながら、将来戦争における核の役割が否定された訳ではなく、核・通常戦力ともに戦争における目標を達成するために必要であると評価されるようになったのである。

イ．核抑止戦略の定式化

冷戦後の時代は、逆説的であるがロシアの安全保障環境が悪化した時期であった。冷戦期においてソ連の安全保障を担保していた条件が次々に消滅したからである。WTOは、89年の東欧革命の結果、実質的に崩壊し、その2年後にはソ連自体が崩壊した。このことは、防衛上重

⁶¹ A. V. Nedelin, "O teoriticheskikh osnovakh yadernoy strategii," *Voyennaya mysl'*, No. 2 (March-April 1999), pp. 37–38.

⁶² 核抑止戦略は、実際にどのように核を使用するかではなく、どのように使用するか「宣言する」ことによってその効力を発揮するものであり、一般的に「宣言政策」(declaratory policy)と呼ばれるカテゴリーに含まれる。これに対して、戦争時に兵器どのように使用するかということに関する政策は「運用政策」(employment policy)と呼ばれる。

⁶³ ハリエット・F・スコット、ウィリアム・F・スコット『ソ連軍 思想・機構・実力』乾一字訳(時事通信社、1996年) 33～65頁。

要な戦略的縦深が失われたことを意味していた。こうしたロシア軍指導部の懸念は、東欧の国々の一部が潜在的に敵対的な軍事ブロックであるNATOに加盟することが決定されたことによって強まった。さらに、ソ連崩壊後の経済的混乱から軍に対する資金供給が滞り、ロシア軍の即応態勢も低下した。しかも、ハイテク兵器を本格的に保有する米軍との格差がより鮮明に認識されるようになったのである。この結果、核抑止力によって、自らの安全保障を確保しようとする動機が強まり、核抑止戦略が定式化され、公に提示されるようになったのである。

ソ連崩壊後のロシアにおいて、核抑止戦略は段階的な発展を遂げている。その特徴は、第1に、抑止の対象が核攻撃のみならず、通常侵攻へ拡大したことである。第2に、先行不使用から先行使用への段階的なシフトである。第3に、同盟国に対して拡大抑止を提供するという宣言である。以上の点について、軍事関連の公的文書を具体的に検討したい。

軍事ドクトリンを文書の形で公に示そうというソ連・ロシア軍の動きは、90年12月に公表された「ソ連の軍事ドクトリンについて(案)」⁶⁴が最初である。これは、当時、ソ連最高会議を中心にして議論されていた軍改革に関するソ連国防省側の対案として提示された文書の1つである。この文書では、通常戦力による侵略を核抑止の対象とする考え方は示されていない。それにかわり、ブレジネフ時代以来の先行不使用宣言が繰り返されていた⁶⁵。

ソ連崩壊翌年の92年に、ロシア国防省はあらためて「ロシア軍事ドクトリンの基本(案)」⁶⁶を作成した。この文書では核抑止の考えが明示されているものの、その抑止の対象は敵の核攻撃であった。このことは、「核兵器と核兵器が保障する報復の不可避性は、依然として核攻撃を予防する現実的な手段である」⁶⁷、「戦略戦力の十分性は、ロシアおよび独立国家共同体加盟諸国に対する潜在的侵略者による核戦争の勃発の抑止と報復行動における戦闘任務の達成を保障する質的および量的状態であると定義される」(以上、下線部筆者)⁶⁸といった文言に現れている。また、ここで核の傘を独立国家共同体(CIS)に提供することが述べられていたことは、ソ連が崩壊してCISが結成されたこと、そしてロシアがソ連の核戦力をすべて継承しようとしていたことを反映している。また、核抑止の対象を敵の核攻撃に限定する以上、敵の核攻撃があつて初めて、ロシアも核攻撃を行うことが想定されるため、この文書では、先行不使用宣言が明記されていた⁶⁹。ただし、この先行不使用宣言は、「侵略国によって引き起こされた戦争における、通常兵器による破壊を含む戦略核戦力の機能発揮の妨害、原子力施設およびその他の潜在的に危険な施設の破壊をとまなう侵略者の行動は、大量破壊兵器使用への移行と見なさ

⁶⁴ “O Voennoy doktrine SSSR ‘proyekt,’” *Voyennaya mysl’*, spetsial’nyy vypusk (December 1990), pp. 24–28.

⁶⁵ *Ibid.*, p. 25.

⁶⁶ “Osnovy Voennoi Doktriny Rossii [Proyekt],” *Voyennaya mysl’*, spetsial’nyy vypusk (May 1992), pp. 2–9.

⁶⁷ *Ibid.*, p. 6.

⁶⁸ *Ibid.*, p. 8.

⁶⁹ *Ibid.*, p. 2.

れるだろう」という一文によって、若干の留保条件が付けられていた⁷⁰。つまり、戦略核戦力の機能発揮の妨害（例えば戦略核に関連する C3I 設備の破壊など）や原子力発電所などが攻撃される場合、たとえそれが通常兵器によるものであっても、大量破壊兵器が使用されたものと見なされるのであり、ロシアによる核報復の対象となると読みとれる。しかし、全体としては依然として先行不使用の考え方が強く反映されていた。

92年のドクトリン案は、結局正式に採択されなかった。しかし、その後、安全保障会議での検討作業を重ね、93年11月に、「ロシア連邦軍事ドクトリンの基本規定」がようやく採択された⁷¹。これは軍事ドクトリンとして公式に採択された初めての文書である。この文書は、92年のドクトリン案と異なり、「核兵器分野でのロシアの政策の目的は、ロシアとその同盟国に対する侵略の生起を抑止することによって、核戦争の危険を除去することにある」⁷²と述べ、核抑止の対象を主として通常戦力による侵略としていた⁷³。さらに、先行不使用を明言していた92年のドクトリン案に対して、93年のドクトリンでは、不使用を明言しておらず、それに関する記述はなくなった。

さらに、93年のドクトリンで特徴的であったのが、いわゆる「消極的安全保障」宣言が含まれていたことである。つまり、NPT上の非核兵器国に対しては、ロシアの核兵器を使用しないと述べ、その例外として、「(a)核兵器保有国と同盟協定により結びついている国がロシア、もしくはその領土、軍およびその他の部隊あるいは同盟国に対して武力攻撃を行う場合、(b)当該国家が核兵器保有国とともに、ロシア、もしくはその領土、軍およびその他の部隊、あるいは同盟国に対し侵攻、または武力攻撃の実施、あるいはそれへの支援において共同行動をとる場合」を挙げていた。通常は、こうした宣言は、非核兵器国を核攻撃の対象から除外すると宣言することによって、核兵器開発能力を持つ非核兵器国が核兵器を開発しようとする動機を緩和するための措置であり、核不拡散体制の強化を目的とするものである。しかし、このドクトリンの場合は、核不拡散体制強化という目的もあるものの⁷⁴、同時に通常戦力による侵攻に対して核兵器を使用することが理論上あり得ることを示すことによって抑止効果を持たせることを狙っていると受けとめられた。つまり、この「消極的安全保障」宣言は、核兵器を「使わ

⁷⁰ *Ibid.*, p. 4.

⁷¹ “Osnovnye polozhenii voyennoy doktriny Rossiyskoy Federatsii,” *Krasnaya zvezda*, November 19, 1993, pp. 3–4.

⁷² *Ibid.*, p. 3.

⁷³ また、93年のドクトリンは「ロシアの軍事的安全保障の軍事技術的保障における優先事項は 中略ロシアとその同盟国の安全を保障し、また戦略的安定、核・通常戦争の抑止および核の安全を保障できるレベルにすべての戦略兵器システムを維持すること」(下線部筆者)とも述べている。すでに指摘したように、92年のドクトリン案でこれに相当する部分は「核・通常戦争の抑止」ではなく「核戦争の抑止」となっていたのである。 *Ibid.*, p. 3.

⁷⁴ John W.R. Lepingwell, “Is START Stalling?” in *The Nuclear Challenge in Russia and the New States of Eurasia*, ed., George Quester, vol. 6 of *The International Politics of Eurasia*, eds., Karen Dawisha and Bruce Parrott (Armonk, NY: M.E. Sharpe, 1995), p. 106.

ない」宣言としてだけでなく、「使う」宣言と解釈されたのである⁷⁵。

その後、ロシアの安全保障政策の基本方向を規定する文書として97年12月に大統領により承認された「ロシア連邦の国家安全保障構想」では、核抑止力の位置付けがより明確になされていた。この文書では、「ロシア連邦軍の最重要の課題は、核戦争および通常兵器による大規模戦争または地域的戦争を防止すると同時に、同盟義務を実行するために核抑止力を確保することである。この課題のためにロシア連邦は、任意の侵略国または国家連合に対してしかるべき損害を与えることができる核戦力を保持しなければならない」⁷⁶と規定され、核抑止の対象に核戦争だけでなく、通常戦争も含まれることが言及された。

従来、核抑止の対象に通常戦争が含まれていることは公式な文書において言及されていたものの、通常侵攻を受けた場合、すなわち核が使用されていない段階で、相手に対して核兵器を使用するとは直接的に明確な形で述べられていなかった。しかし、97年の国家安全保障構想は2000年1月10日に改正され、その点がより明確にされた。そこでは、ロシアによる軍事力行使の際に立脚すべき原則として、「軍事的侵略を撃退することが必要な場合で、危機的状況を解決するための他のすべての手段が尽きるか、効果がないと認められる場合に、核兵器を含むすべての戦力と手段を使用すること」が挙げられていた⁷⁷。この点は、93年の軍事ドクトリンにとってかわる軍事ドクトリン文書として、2000年4月21日にプーチン大統領代行によって承認された「ロシア連邦の軍事ドクトリン」でも確認されている。このドクトリンでは、「ロシア連邦は、自国および（あるいは）その同盟国に対する核および他の大量破壊兵器の使用、さらにロシア連邦の国家安全保障にとって死活的な状況において通常兵器を使用して行われた大規模侵攻に対して、核兵器を使用する権利を有する」⁷⁸と先行使用が明言されていたのである。つまり、通常兵器によるものであっても、「死活的な状況において行われた」大規模侵攻であれば、それに対して、ロシアは核兵器を使用するというのである。ここにいたって、ようやく通常侵攻に対する核の先行使用が明確な形で定式化されたのである。

（3）非戦略核戦力の役割の再評価

ア．ソ連・ロシアにおける非戦略核戦力

冷戦期において、ソ連軍は、戦術核兵器を敵の防衛線を突破するための手段として捉えてい

⁷⁵ Steven E. Miller, "Russia and Nuclear Weapons," in Quester ed., *The Nuclear Challenge in Russia*, pp. 97–98.

⁷⁶ "Kontseptsiya natsional'noy bezopasnosti Rossiyskoy Federatsii," (<http://www.scrf.gov.ru/Documents/Decree/1997/1300-1.html>).

⁷⁷ "Kontseptsiya natsional'noy bezopasnosti Rossiyskoy Federatsii," (<http://www.scrf.gov.ru/Documents/Decree/2000/24-1.html>).

⁷⁸ "Voyennaya doktrina Rossiyskoy Federatsii," (<http://www.scrf.gov.ru/Documents/Decree/2000/706-1.html>).

た⁷⁹。また、それと同時に、NATO側の戦術核の存在は、ソ連が欧州において想定していた攻勢作戦を困難にするものであった。つまり、攻勢作戦を行うためには、特定の地域に機甲部隊を中心とする地上部隊を集中することが必要であるが、そうすればNATOの戦術核による攻撃に対して脆弱となるからである。そこで、ソ連の軍事戦略においては、NATOによる核攻撃を回避しつつ、攻勢作戦を実施するための方策がとられていた。また、同時に、ソ連軍指導部は、戦域戦争において核使用に至らない通常戦の段階が可能な限り続くことを望んでいたといわれている⁸⁰。しかしながら、ソ連軍が戦術核を使用しないというわけではなく、WTOの演習などでも、先行使用、報復使用いずれにも使用する想定で行われていた⁸¹。

さて、現在のロシアにおいては、ソ連時代とは別の意味で戦術核を含めた非戦略核兵器の役割が再評価されている⁸²。現在、ロシア軍の当事者が非戦略核に対して期待している機能は大きく3つあげられる。第1は、通常戦力を主体として行われる自国あるいは同盟国の防衛（対処）あるいは拒否的抑止の手段としてである。第2に、戦略核に依存することなく、それより低いレベルでの核抑止力を発揮することである。つまり、懲罰的抑止の手段として捉えられているのである。第3に、抑止崩壊後の紛争のデエスカレーション（*deescalatsiya*）である。

イ．非戦略核戦力と対処（拒否的抑止）

現在のロシア軍指導部は、自国にとって軍事バランスが悪化していると認識している。彼らがある第1の原因は、NATOの拡大により戦略的な縦深が減少したことである。ロシア軍のある専門家によると、NATOが750キロメートル地理的に拡大したことによって前線が東に前進し、警報時間が減少した。また、同時に戦術航空戦力によってロシア本土を攻撃することが可能となったという⁸³。第2は、NATOの拡大によってNATOとの通常戦力におけるギャップがさらに拡大したことである⁸⁴。そして、このロシア軍専門家は、通常戦力における劣勢を補

⁷⁹ William E. Odom, *The Collapse of the Soviet Military* (New Haven, CT: Yale University Press, 1998), pp. 70–72.

⁸⁰ Kimberly Martem Zisk, *Engaging the Enemy: Organization Theory and Soviet Military Innovation, 1955–1991* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1993), pp. 69–79.

⁸¹ 79年、81年、および83年に行われたWTOの指揮所演習は、核兵器を使用した攻勢作戦の訓練を行うことを目的としていた。これらの演習を含めたWTOの演習においては、WTO側が核兵器を奇襲的な第1撃、あるいは報復的・反攻に用いると想定されていた。また、80年に東ドイツで行われた「戦友80」演習では、840発の戦術核を保有すると想定される駐東独ソ連軍と東ドイツ軍が、NATOの核施設・装備、空軍・防空施設、師団レベルの指揮所と通信施設、部隊、西ドイツ海軍部隊・基地に対して核攻撃することが想定されていた。“The Official (West) German Report: Warsaw Pact Planning in Central Europe: Revelations from the East German Archives,” trans. Mark Kramer, *Cold War International History Project Bulletin*, Issue 2 (Fall 1992), pp. 1, 13–19.

⁸² ロシア軍は戦略核以外の核兵器を「作戦戦術核兵器」と「戦術核」に区分している。そして、ロシアにおいて再評価されているのは、「戦術核」だけではなく、「非戦略核」全体についてである。

⁸³ Maj. Gen. A. F. Klimenko, “Mezhdunarodnaya bezopasnost’ i kharakter voyennykh konfliktov budushego,” *Voyennaya mys’*, No. 1 (January–February 1997), pp. 2–9.

⁸⁴ NATOの拡大によって、NATOの地上軍は20%増加、空軍部隊は10～15%増加したという。 *Ibid.*

うために、国境沿いおよびバルト艦隊艦艇に戦術核兵器を搭載する必要に迫られていると結論付けている⁸⁵。また、別の軍の専門家によると、「ロシア連邦軍に非戦略核破壊手段(筆者注:非戦略核兵器)が存在することは、破壊された一般任務戦力のバランスを回復することを可能にし、軍事行動の過程でのその使用は、戦略核戦力の『作用の敷居』を越えることなく、個々の戦略方面において敵の優位を相殺することを可能とする」⁸⁶のである。第3に、精密誘導兵器の役割である。対処を目的とした戦術核兵器の使用は、米国では精密誘導兵器によって代替されたといわれる。しかし、ロシア軍の専門家は、精密誘導兵器がロシア軍に本格的に導入されていないことが非戦略核の重要性を高めていると認識している⁸⁷。

対処の文脈での非戦略核の使用について、ロシア軍の専門家は、敵による大量破壊兵器の使用とその準備が明白になること、敵の通常兵器による重要な経済的施設の破壊、敵の大規模侵攻に対する防衛、をその条件として挙げている⁸⁸。また、その使用の形態は、脅威の程度、損害の極限、予想される敵の反応などによって決定されると論じ、戦力の破壊を目的としない敵のC3Iの破壊から、敵の戦力そのものの破壊を目的とする核打撃、部隊そのものだけではなく後方の関連施設破壊を含めた核打撃まで、5つの段階的な打撃を想定している⁸⁹。

対処を目的とした非戦略核の使用は、地上だけではなく、海軍においても議論されている。海軍は、戦術核を、陸上におけるそれにもまして「絶対的な兵器」としてではなく、単なる破壊力の大きな兵器として捉える傾向が強いようである。あるロシア海軍の高官によると、ロシア海軍の指導的専門家グループは、対艦および対潜戦術核兵器を維持するべきであると結論付けたという⁹⁰。そして、彼は、海軍による戦術核の使用は次の理由から合理的であると述べた。第1に、限定的な戦術核兵器の使用は、全世界的な核のアポカリプスへの出発点ではないこと、第2に、沿岸から遠距離において使用されるために、敵の部隊以外のものを破壊する可能性は

⁸⁵ *Ibid.*

⁸⁶ Col. V. V. Kruglov and M. Ye Sosnovskiy, "O roli nestrategicheskikh yadernykh sredstv v yadernom sderzhvanii," *Voyennaya mysl'*, No. 6. (November–December 1997), p. 12.

⁸⁷ *Ibid.*, p. 12.

⁸⁸ *Ibid.*

⁸⁹ 5つの打撃態様とは、対抗する敵の部隊集団の1単位に対して、非戦闘員を殺傷することなく、また敵に比較的高度の戦力の損害を出すことなく、作戦(作戦・戦術)レベルでの部隊集団の指揮を破壊(効率の低下)するために、最小限の威力の弾頭1発による核打撃を行うこと、1つの作戦方面において、作戦防衛縦深の決壊の解消を目的として、主要な敵の部隊集団に対して集団的な打撃を行うこと、前線防勢作戦の不利な展開に際して、軍事行動域(TVD)内の敵の戦力に対して、戦略方面全域で集団的打撃を行うこと(ここでの基本的な任務は、自軍部隊壊滅の脅威の解消、方面における戦力の相関関係の決定的変更、敵による前線防衛線の決壊の解消) 敵軍事経済的能力の個々の施設を破壊する必要性に応じて、TVDにおいて敵の戦力に対して集中的打撃を行うこと、戦争域全体で保有する戦力・手段を最大限に活用し、また戦略核戦力が使用される場合はそれによる打撃に応じて、敵に対して集中的打撃を行うこと、である。*Ibid.*, pp. 12–13.

⁹⁰ Vice Adm. V. V. Patrushev, "Sokhraneniye vozmozhnostey flota v interesakh natsional'noy bezopasnost'," *Voyennaya mysl'*, No. 5 (September–October 1998), p. 20.

低いため、単に破壊力の大きい兵器として捉えられること、第3に、戦術核兵器の使用は本質的に海洋目標の破壊の効率を向上させるが、戦略核兵器の使用や陸上目標に対する戦術核兵器の使用と異なり、国民と領土に対しては重大な経済的損失をもたらさないことである。そのため、海上で核兵器を使用しても、敵の報復核攻撃を招く心配は少ないという⁹¹。

ウ．懲罰的抑止における非戦略核

非戦略核は懲罰的抑止（あるいは一般的な「核抑止」）のための手段としても捉えられている。ロシア軍の専門家の評価では、威力の高い戦略核を集中的に使用すると、核の投げ合いがエスカレートし、交戦国双方、そして地球全体に対して破滅的な影響を与えてしまう。そのため、かえって戦略核は使えなくなり、核抑止の信憑性がなくなるのである。また、射程の問題もあるものと思われる。つまり、米国を標的とした戦略核兵器ではユーラシア大陸に所在する目標を攻撃することは難しいからである。そのため、戦域核より下のレベルでの抑止力を別途確保する必要性が生じるのである。この点について、ロシア軍の専門家は「非戦略核破壊手段は作戦・戦略および作戦レベルでの核抑止の手段となりうる。中略 戦略および非戦略核戦力からなる核抑止の2つのレベルのシステムはロシア連邦の軍事的安全保障を高め、

中略 軍事戦略状況の変化に柔軟に対応する能力を与える」⁹²と述べ、戦略と非戦略の2つのレベルでの核抑止力を維持することを主張している。

ただし、ここで、ロシア軍の専門家は対処の文脈における非戦略核の使用と懲罰的抑止の文脈におけるその使用を明確に区別しているわけではない。むしろ、対処の文脈において使用できることが、懲罰的抑止の機能を裏付けていると捉えている。つまり、同じ非戦略核打撃であっても、それが実際に行われる場合は対処であり、その可能性は懲罰的抑止力として機能するということである。

エ．ディエスカレーション

非戦略核は抑止崩壊後のディエスカレーションのための手段としても捉えられている。ロシアの政治・軍指導部は現在、自国に対して大規模地域紛争がすぐに行われるとは考えていない。しかしながら、ロシアの隣接地域において局地戦争や武力紛争が勃発し、それが地域戦争、さらに世界戦争にエスカレートする危険性があると考えている。そのような危険性については、ロシアの公的な文書においても言及されている。例えば、2000年4月の軍事ドクトリンでは、「地域戦争は、局地戦争あるいは武力紛争がエスカレートした結果として起こり得る」、「大規模戦争は武力紛争、局地および地域戦争のエスカレートした結果として起こりうる」と指摘さ

⁹¹ *Ibid.*

⁹² Kruglov and Sosnovskiy, "O roli nestrategicheskikh yadernykh sredstv," pp. 11–14.

れている⁹³。ロシア軍の指導部は、コソボ紛争の結果、全般的な対外安全保障環境が悪化したと認識しており、彼らにとって紛争エスカレーションの危険性はさらに現実味を増した⁹⁴。

エスカレーションの危険性が増したと認識されているが故に、その抑止が重要視されるのであり、その手段として非戦略核戦力を活用することが議論されている。ロシア軍専門家は、非戦略核を限定的に使用することによって決意を示威し、相手の軍事行動の継続・拡大を思いとどまらせることができると述べている⁹⁵。彼らによると非戦略核であれば、戦略核を使用する場合と異なり大陸間の核の投げ合いに至ることなくディエスカレーションの機能を果たすことができるという⁹⁶。

そして彼らは、ディエスカレーションを目的とした非戦略核戦力、特に作戦戦術核の使用を、相手に損害を与えることを目的としない核弾頭1発の使用から、全面的な核使用まで6段階に区分して提示した⁹⁷。そして、核攻撃の際には、地域的なレベルでの抑止のためには、作戦・戦術核兵器を使用する方がよい、あるいは相互破壊までいく準備があることを威嚇するために、作戦・戦略核あるいは戦略核を使用する、といったように状況に応じて核攻撃の態様を決定すると述べている⁹⁸。

(4) 今後の課題

ソ連の軍事戦略は、弁証法的な発展を遂げてきているとソ連軍の専門家は指摘していた。それは、ある大きな動きが生じると(テーゼ) そのしばらく後に、また大きく揺り戻しが発生

⁹³ “Voyennaya doktrina Rossiyskoy Federatsii.” また、コルヌコフ空軍総司令官は、「それが、発展すると様々な規模の武力紛争が発生しうる(アフガニスタン、タジキスタン、近東) 武力紛争と局地戦争は一転の条件の下に大規模戦争に転化し得る」と述べている。“K armii XXI veka. VVS kak faktor natsional'noy bezopasnost',” *Krasnaia zvezda*, November 12, 1999 (KZV-No.240) (<http://news.mosinfo.ru/news/kz/99/11/data/240kz16.htm>).

⁹⁴ Col. Gen. Valeriy Manilov, “Besedu bel Oleg Falichev,” *Krasnaya zvezda*, October 8, 1999 (KZV-No.216) (<http://news.mosinfo.ru/news/kz/99/10/data/216kz11.htm>).

⁹⁵ Maj. Gen. V. I. Levshin, Cols. A. V. Nedelin and M. Ye. Sosnovskiy, “O primenyeniye yadernogo oruzhiya dlya deeskalatsiii voyennikh deystviy,” *Voyennaya mysl'*, No. 3 (May-June 1999), p. 35.

⁹⁶ *Ibid.*, p. 35.

⁹⁷ ここで示された、非戦略核の使用オプションは、示威 1発の示威的核打撃を、人のいない領土や、限定的な人員しかいない、あるいは全く人員のいない敵の第二義的軍事施設に対して行うこと、威嚇・示威 軍事行動地域を局地化するために交通の結節点、工兵施設および他の施設に、および(あるいは)対抗する敵の部隊集団の個々の要素に、比較的高い戦力損耗を与えない核打撃を行うこと、威嚇 1つの作戦方面において、当該方面における戦力の相関関係を変更するために、あるいは作戦防衛縦深において敵を破壊するため、集团的核打撃を敵の主要な部隊集団に対して行うこと、威嚇・報復 1つ及び複数の作戦方面の範囲内において、防勢作戦の不利な展開に際し、TVDにおける敵の部隊集団に対する核攻撃を行うこと、報復・威嚇 侵略者の軍の集団に対して、その壊滅と自らに有利となるように、根本的に軍事情勢を変更するために、大量核打撃を行うこと、報復 敵に対し、全戦争域内で大量核打撃を行う。その際には保有する全戦力・手段を活用すること、の6つである。 *Ibid.*, p. 35.

⁹⁸ *Ibid.*, p. 36.

し（アンチテーゼ）、その後には、その双方を総合した考え（ジンテーゼ）が確立されるというものである。例えば、1950年代後半から60年代にかけてのソ連における「軍事上の革命」期には、ソ連軍事思想の中で、核兵器こそが将来戦争のすべての局面において主力となると見なされていた。しかし、続く60年代後半の時期に、やはり通常戦力によっても戦争を戦えるような備えがなくてはならず、核・通常戦力双方が重要であるとテーゼが修正されるに至ったのである⁹⁹。

さて、現在のロシアの軍事政治指導部は、50年代とはやや文脈は異なるものの、客観的に考えられる核兵器の有用性を超える過剰な期待を抱いているように思われる。現在のロシアにとっての「今そこにある危機」は、国内治安の悪化や、チェチェン紛争のような国内のものを含めた局地紛争であり、これらの脅威に対して、ロシアの核戦力は無力である。しかしながら、ソ連崩壊後のロシア指導部は、核を強調することによって、これらに対処する能力を開発することから結果的に目をそらしてしまったのである。

通常戦力重視の方向への揺り戻しは必然である。また、実際にロシアの軍事政治指導部は通常戦力の建て直しに着手し始めている。しかし、そこでは、ソ連崩壊後のロシアが経験した「核革命」の成果である核抑止戦略の全否定という形ではなく、核抑止戦略の有効性とその限界を考慮した上で、さらに地域紛争などへの対処を加味した形で行われるであろう。そのことは、上記の弁証法的な軍事理論の発展論の妥当性を示すものとなる。

3 中国

（1）核戦力の構成と特徴

中国は、1964年10月の核実験後、着実に核戦力の整備を進めてきた。また、冷戦後の今日にあっても、米英仏露の核兵器国の核戦力が削減趨勢にあるのと対照的に、そのペースは決して早くはないものの、戦略核戦力増強の手をゆるめていない。たとえば、ICBMに関しては、1999年8月に、液体燃料・固定式配備の東風4号の後継である東風31号の発射実験に成功した。東風31号は、固体燃料を用いる移動式のICBMであり、ロシアとアジアのほぼ全域を射程に収めることのできる約8,000キロメートルの射程を有する¹⁰⁰。その配備数に関しては、10

⁹⁹ 丸山浩行『ソ連軍対ゴルバチョフ』（読売新聞社、1991年）41～52頁。

¹⁰⁰ 米国の情報機関は、東風31号の攻撃目標をロシアとアジア諸国と見ている。Robert D. Walpole, “Foreign Missile Developments and the Ballistic Missile Threat to the United States Through 2015,” Statement for the Record to the Senate Foreign Relations Committee, September 16, 1999.

から20基程度と見積もられている¹⁰¹。さらに、東風5号の後継として、射程約12,000キロメートルを持ち、固体燃料で移動式ICBMの東風41号を開発しており、2002年から2005年頃までに配備されると予想されている¹⁰²。東風31号、41号については、米国のNMD網を突破するためにMIRVを搭載することも想定されるが、中国がMIRV技術を保有している可能性が低いことから¹⁰³、近い将来、MIRV弾頭を搭載する可能性は低いと判断される。ただし、宇宙開発ロケット1基に複数個の人工衛星を搭載して打ち上げに成功しているため、個別誘導に拠らない複数弾頭(MRV)を搭載する可能性は残っている。

SLBMについては、東風31号を基礎とした射程約11,800キロメートルの巨浪-2を開発中であり¹⁰⁴、2～3年中に配備可能とされている¹⁰⁵。また、港に係留されることの多い夏級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦(SSBN)の後継として、「094型」と称される新たなSSBN建造計画も有しており¹⁰⁶、2009年頃に就役する予定と伝えられている¹⁰⁷。これに対し、ロシアから購入したSU-27戦闘爆撃機や開発中の紅-7戦闘爆撃機には核能力を付与する計画を有していない¹⁰⁸。なお、今日の中国は、約300発の核弾頭・爆弾を保有・配備しているものと想定されている。

中国は、戦術核兵器の保有や配備について曖昧かつ否定的な態度をとり続けている。しかしながら、70年代末に低出力の核実験を数回実施していること、さらには82年6月に戦術核兵器の使用を念頭に置いた軍事演習を実施していることから、配備はともかく中国が戦術核兵器を保有していることは確からしい¹⁰⁹。

(2) 不透明な核抑止戦略

中国は、核の先行不使用を公言する以外、核兵器に関するその他の運用政策について言及することがほとんどないため、その核戦略を推し量ることは難しい。例えば、98年7月に発表さ

¹⁰¹ The International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance 1998/99* (Oxford: Oxford University Press, 1998), p. 169.

¹⁰² *Ibid.*

¹⁰³ Howard Diamond, "News and negotiations: Chinese Strategic Plans Move Forward with Missile Test," *Arms Control Today*, Vol. 29, No. 5 (July/August 1999), p. 27.

¹⁰⁴ Bill Gertz, "U.S. Secrets Aboard Latest Chinese Sub," *The Washington Times*, December 6, 1999.

¹⁰⁵ The International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance 1998/99*, p. 169; Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 1998*, p. 442.

¹⁰⁶ Gertz, "U.S. Secrets Aboard Latest Chinese Sub."

¹⁰⁷ The International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance 1998/99*, p. 169; Rodney W. Jones et al., *Tracking Nuclear Proliferation: A Guide in Maps and Charts, 1998* (Washington, D.C.: The Brookings Institution Press, 1998), p. 55.

¹⁰⁸ Norris & Arkin, "NRDC Nuclear Notebook: British, French, and Chinese Nuclear Forces," *The Bulletin of the Atomic Scientists*, vol. 52, no. 6 (November/December 1996), p. 67.

¹⁰⁹ *Ibid.*

れた国防白書『中国の国防』においても、「中国が少量の核兵器を保有するのは、まったく自衛からの必要である」¹¹⁰と述べるにとどまっている。中国は、意図的にその核戦力の規模や能力につき不透明性を維持しているように見受けられるが、これは、米露の核戦力に比べ質量ともに劣る自国の核戦力を考慮した、あいまい性を最大限に利用する抑止戦略の一環と見るべきであろう。

ICBMの移動式化や山腹の洞穴に格納するなどの残存性を確保する政策にかんがみ、中国のICBMは、今日、一定程度の報復能力を確保したものと推定されるが、限られた命中精度¹¹¹や配備量、さらには即応態勢の遅れを考慮すれば¹¹²、米国に対する核抑止戦略については、対都市報復能力に依拠する「最小限抑止 (minimum deterrence) 戦略」を採用していると思なすことができよう¹¹³。他方、ロシアやインドなど周辺諸国に対しては、東風3Aや東風4などの戦域弾道ミサイルも利用可能となるため、運搬手段の数量は増えるが、そのミサイルの命中精度を考慮すれば¹¹⁴、やはり最小限抑止戦略の域を出ないものと推定される。ただし、今後、弾道ミサイルの即応能力や命中精度を向上させ、相手の抗堪化された核戦力を叩く硬化目標即時破壊能力を取得すれば、米国が70年代中頭に宣言戦略で採用した「限定的核オプション (LNO)」能力を備えることも予想される¹¹⁵。

中国は、1964年10月の核実験以降、5核兵器国の中で唯一、無条件の核の先行不使用を宣言している¹¹⁶。94年1月、中国は、他の核兵器国にも同様の政策をとらせるために、核の先行不使用条約草案を米英仏露に送付し、交渉の開始を呼びかけた¹¹⁷。しかしながら、今日までのところ、ロシアとの間で先行不使用の合意を成立させているにすぎない¹¹⁸。中国が核の先行不使用に固執し、他の核兵器国にその採用を促している理由の一つは、核の先行不使用体制下にあっては、相手の戦略核戦力を可能な限り破壊しようとする先制的な大規模核攻撃の選択肢

¹¹⁰ 中華人民共和国国務院新聞弁公室「中国の国防」『北京週報』No. 32 (1998年8月11日), 24頁。

¹¹¹ 中国の戦略核兵器の中で、唯一米本土全域を射程に収める東風5号のCEPは約500mである。Robert S. Norris, Andrew S. Burrows & Richard W. Fieldhouse, *Nuclear Weapons Databook (Volume V): British, French, and Chinese Nuclear Weapons* (Boulder: Westview Press, 1994), p. 385. また、CEPの向上が予想される東風41の配備は2002から2005年頃である。

¹¹² The Arms Control Association, “Document: Jump-START,” p. 18.

¹¹³ Li Bin, “China’s Nuclear Disarmament Policy,” Feiveson, ed., *The Nuclear Turning Point*, pp. 326-329.

¹¹⁴ 東風3Aおよび東風4号のCEPは、それぞれ1,000mと1,370mである。Norris, Burrows & Fieldhouse, *Nuclear Weapons Databook (Volume V): British, French, and Chinese Nuclear Weapons*, pp. 381-382.

¹¹⁵ 詳しくは、Alastair Iain Johnston, “China’s New ‘Old Thinking’: The Concept of Limited Deterrence,” *International Security*, Vol. 20, No. 3 (Winter 1995/96), pp. 5-42. これに対し、在米のある中国人研究者は、中国が公けには宣言していないものの、既にLNOを採用しているとの見方を示している。Ming Zhang, “Today’s China: What Threat?,” *The Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 55, No. 5 (September/October 1999), p. 56.

¹¹⁶ Li Daoyu, “Foreign Policy and Arms Control: The View from China,” *Arms Control Today*, vol. 23, no. 10 (December 1993), p. 9.

¹¹⁷ 中華人民共和国国務院新聞弁公室「中国の国防」前掲書, 38-39頁。

¹¹⁸ *Ibid.*, 39頁。

がとれなくなるため、自国の限られた数量の戦略核兵器の残存性を図ることが可能と位置づけられているためであろう。また、核兵器国相互の間に安心感を醸成し、戦略的安定に資することも期待していると想定される。

しかしながら、生物・化学兵器の廃絶が道半ばにある今日において、あるいは通常戦力の近代化、ハイテク化で遅れをとっている中国のような核兵器国が無条件の核の先行不使用政策をとることは戦略的に不合理であり、核戦略の一部というよりも、むしろ核兵器を持たない第三世界の国々を意識した一種の政治宣言と見るべきであろう。核の先行不使用政策を文字通りに解釈すれば、生物・化学兵器攻撃や通常攻撃に対する中国の抑止手段は通常兵器のみとなるが、核兵器と異なり決定的なインパクトを持たない通常兵器による報復は、本質的に相手に訴える力が弱い。信憑性のある抑止力を創り上げることは難しい。米国では、命中精度と目標選別能力を向上させることによって破壊力が大幅に増大したハイテク通常戦力で生物・化学兵器攻撃を抑止できるとの見方もあるが¹¹⁹、中国の通常戦力は、米国と異なりハイテク化が進んでいない。

中国は、他の4核兵器国と同様、法的拘束力を伴わない「消極的安全保障」を宣言している。中国の消極的安全保障宣言は、米英仏露と異なり、「いかなる時にも、またいかなる状況においても」、非核兵器国に核威嚇や核攻撃を加えないと述べ、条件を付けていない¹²⁰。反面、中国は、法的拘束力を伴う消極的安全保障においては、条件を明示していることに注意しなければならない。たとえば、南太平洋非核地帯条約締約国に対する消極的安全保障では、他の核兵器国や条約当事国がこの条約の規定を大きく損なわない限り、との趣旨の条件を付しているのである¹²¹。また、中国は、グローバルな消極的安全保障体制を構築しようとして、米英仏露に消極的安全保障宣言の条約化を訴えているが¹²²、核の先行不使用と同様、賛同を得るまでには至っていない。なお、中国は、95年4月、非核兵器国が核脅威や核攻撃を受けた場合に対抗措置や救済措置を講ずることを約束する「積極的安全保障 (positive security assurance)」を初めて宣言している¹²³。

中国は、その限られた弾道ミサイルに依拠する抑止力が損なわれることを恐れて、米国が進めるBMDの開発・配備に反対している。中国は、96年の国連総会で核軍縮のための5原則を提示したが、既にそのなかで、戦略的安定を脅かすとの理由を挙げて、BMDおよび宇宙兵器

¹¹⁹ National Academy of Sciences, *The Future of U.S. Nuclear Weapons Policy*, pp. 18, 75; William J. Perry, "Desert Storm and Deterrence," *Foreign Affairs*, Vol. 70, No. 4 (Fall 1991), p. 66.

¹²⁰ 藤田、浅田編、前掲書、108頁。

¹²¹ Jozef Goldblat, "Nuclear-Weapon-Free Zones," John Simpson & Darryl Howlett, ed., *The Future of the Non-Proliferation Treaty*, (London: Macmillan Press, 1995), p. 94.

¹²² The People's Republic of China, Information Office of the State Council, *White Paper - China's National Defense*, July 27, 1998, p. 32.

¹²³ *Ibid.*

の配備に反対の意を表明していた¹²⁴。したがって、99年1月、米国がNMDの配備を念頭におきながら、ABM条約の改訂交渉を進める意向を明らかにしたことに對し、ABM条約の遵守を強く求めたのも驚くことではない¹²⁵。

また、TMDに関しても、TMDが地域の平和と安定を脅かすとして反対し続けている。とりわけ、日本がNTWDを念頭に置いて、米国との共同技術研究の開始を示唆した98年8月前後から、これを批判する中国政府関係者の発言が目立つようになった¹²⁶。中国が日米のNTWD共同技術研究に反対する論拠を集約すると、日本のNTWDは東アジアに軍拡競争をもたらし、戦略環境を不安定にする、あるいは日本の軍事大国化につながる、の2点である。特に中国は、NTWD研究で計画されている迎撃ミサイル研究の成果を、攻撃ミサイルに転用可能と見なし、日本の弾道ミサイル戦力構築のための潜在力を高めると判断しているようである¹²⁷。また、東アジアに配備されるTMDの目的のひとつは、同地域に駐留する米軍を弾道ミサイル攻撃から防御することにあるが、こうした機能を有するTMDは駐留米軍の攻撃能力を高めることになると批判を加えている¹²⁸。さらに、日本など米国の同盟国と米国のTMD研究は、迎撃ミサイル技術が攻撃ミサイルに転用可能との理由で、「ミサイル関連技術輸出規制レジーム(MTCR)」に反すると見なす意見も現れている¹²⁹。

また、台湾がTMDに関心を寄せていることに憂慮し、外部の勢力が台湾のTMD研究・開発に支援を与えることについては、中国の主権と領土保全の侵害と強く反発している¹³⁰。中国が台湾のTMD計画に強く反発しているのは、中国の弾道ミサイルに対するTMDの迎撃能力を恐れてと言うより、むしろTMD配備によって台湾が独立志向をさらに強めることを恐れていることであろう¹³¹。

中国がTMDに反対している理由は、ロシアとの関係でも指摘することができる。先に述べ

¹²⁴ *Ibid.* また、Zhang, “Today’s China: What Threat?,” p. 56.

¹²⁵ その際、中国外務省の沙祖康軍備管理・軍縮局長は、米国と旧ソ連（ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナ）に加え、それ以外の国をもABM条約の締約国にすべく、ABM条約のさらなる多国間条約化を示唆したと伝えられている。Craig Cerniello, “Cohen Announces NMD Restructuring, Funding Boost,” *Arms Control Today*, Vol. 29, No. 1 (January/February 1999), p. 30.

¹²⁶ 例えば、98年8月13日、李長和・ジュネーブ軍縮会議大使は、TMDに関し、一ないし二、三カ国の絶対的な戦略的優位性の確立を目指すもので、新たな軍拡競争につながる、との批判を加えた。これは、中国政府が公式の場でTMD批判を行った初めてのケース。The *Washington Post*, August 14, 1998.

¹²⁷ Yan Xuetong, “TMD Rocking Regional Stability,” *The Korean Journal of Defense Analysis*, Vol. 11, No. 1 (Summer 1999), p. 83.

¹²⁸ *Ibid.*, pp. 68, 70, 84-86.

¹²⁹ *Ibid.*, pp. 83-84. また、Diamond, “China Warns U.S. on East Asian Missile Defense Cooperation,” p. 27.

¹³⁰ The Arms Control Association, “Chinese Views on Theater and National Missile Defense,” *Fact Sheet*, July 1999, p. 3; *China Daily*, November 6, 1999.

¹³¹ 高木誠一郎「冷戦後の日米同盟と北東アジア - 安全保障ジレンマ論の視点から」『国際問題』、No.474 (1999年9月) 13頁。また、The Arms Control Association, “Chinese Views on Theater and National Missile Defense,” p. 3.

た97年9月のTMDを定めた「ABM条約に関わる合意声明」によると、ロシアが、射程3,500キロメートル以下、あるいは秒速5キロメートル以下の弾道ミサイルに対する迎撃実験を行うことは自由である。現在、ロシアは、SA-12およびSA-10と称される米国のPAC-2に類似した拠点防衛能力を有するTMDを配備しているが¹³²、経済・財政状況の回復に伴い、広域を防御できるより高度なTMDの研究・開発に着手することも十分予想される。そうした場合、射程約2,800キロメートルの東風3号を中心とする中国の対露核抑止力は大きく損なわれることになるのである。

(3) 今後の課題

今後の課題としては、中国の核戦力や核抑止戦略をめぐる透明性の向上、中国が進めている核戦力の増強と中国が標榜する核軍縮の整合性、さらにはBMD政策の明確化などを挙げることができる。中国は、他の4核兵器国に比べ、その核戦力や核抑止戦略の概要を明らかにすることには消極的である。抑止力維持の観点から、ある程度の曖昧性や不透明性を維持することは必要であるが、中国の姿勢が極端に秘密主義的であることは否めない。戦術核戦力の保有・配備についての情報、さらには戦略弾道ミサイルの保有・開発に関する情報を公開しても、抑止力が後退するとは考えにくい。中国は、2000年4～5月に開催されたNPT運用検討会議において、渋々ながら核戦力の透明性を高めることに同意したことから、今後の中国の姿勢に注目したい。

また中国は、他の4核兵器国と同様、兵器級核分裂性物質の生産を停止しているようであるが、5核兵器国の中で、唯一中国のみが公式にこの生産中止を明言していない。こうした姿勢をとりながら、兵器級核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期成立を訴えても、説得力が乏しい。

また中国は、核軍縮5原則のなかで、核兵器の廃絶や核兵器禁止条約の締結を唱えながら、他の4核兵器国と対照的に、冷戦後にあっても核戦力強化の手をゆるめていない¹³³。さらに、かつて中国は、米ソが核戦力を半減すれば、中国も核削減の用意があるとの意向を示していたが、今日では、この条件をさらに厳しくし、米露が核戦力を大幅に削減すれば、核軍縮交渉のテーブルに就くとの声明を出すようになってきている¹³⁴。このように、核廃絶を標榜する傍ら

¹³² Alexei Arbatov, "The ABM Treaty and Theatre Ballistic Missile Defense," Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 1995: Armaments, Disarmament and International Security* (New York: Oxford University Press, 1995), pp. 686-687.

¹³³ ロシアは単弾頭の新型ICBM・SS-27を生産しているが、これはSTART-で規定された戦力構成に近づけるための施策であり、戦力増強と捉えることはできない。

¹³⁴ National Academy of Sciences, *The Future of U.S. Nuclear Weapons Policy*, pp. 46-47.

で核戦力の強化を進めていること、さらには核軍縮に対する姿勢が状況対応的であることなど、核兵器に関する中国の姿勢にはあいまいな点が多々見受けられる。

中国のBMD政策に関しても、矛盾と不整合が見受けられる。第1に、中国はBMDに反対するとの姿勢を打ち出しながら、ロシアからSA-10を購入したり、あるいは中国国内でBMDの迎撃実験を進めている¹³⁵。第2に、中国は、日本を防御するNTWDが東アジアの戦略環境を悪化させ、軍拡競争を招くとの批判を加えているが、これは十分な説得力を持っているとは言いがたい。BMDの戦略的意味は、BMDを開発・配備する国家が核・弾道ミサイル配備国か否かで根本的に異なってくる。BMDが弾道ミサイルを保有する核兵器国を防御するものであれば、ABM条約の論理から明らかなように、他の核兵器国の抑止力を損ない、それをカバーするための弾道ミサイル戦力の増強を促すことから、戦略的不安定を招く恐れがある。しかしながら、日本のように、周辺国に脅威を与える弾道ミサイルや核兵器を保有していない国家を防御するBMDは、純粋に防御兵器であり、周辺諸国との戦略関係を不安定にすることにはつながらない。もっとも、中国の弾道ミサイルが日本を標的しているのであれば、日本のBMDを凌駕すべく弾道ミサイルの増強に走らざるを得ないかもしれないが、中国は、日本のような非核兵器国に対して無条件の消極的安全保障を宣言している国家であり、日本を核ミサイルの標的にしていないはずである。中国が、このように戦略的に説得力の欠ける批判を繰り返すとすれば、単に弾道ミサイルを配備することによって得られた一方的な対日軍事優位が、日本のBMDによって脅かされることを恐れているに過ぎない、と解釈されても仕方がない。第3に、中国は、弾道ミサイルを配備・増強するのみならず、過去において弾道ミサイル関連の部品や技術を輸出し、また現在においてもこうした疑惑が払拭されていない国である¹³⁶。こうした国家が、弾道ミサイルを保有しない日本のような国家がBMD研究を進めることに批判を加えること自体、説得力を欠くものと言わざるを得ない。

4 イギリスとフランス

冷戦構造を軍事面で支えたのは、米ソ二超大国の膨大な核戦力であった。イギリスとフランスも、核兵器を保有していたものの、その基本戦略は最小限抑止であり、米ソとは圧倒的に戦

¹³⁵ Xuotong, "TMD Rocking Regional Stability," p. 69.

¹³⁶ Michael Barletta et al., "Nuclear- and Missile-Related Trade and Developments for Selected Countries, November 1997-February 1998," *The Nonproliferation Review*, Vol. 5 No. 3 (Spring-Summer 1998), p. 134; Michael Barletta et al., "Nuclear- and Missile-Related Trade and Developments for Selected Countries, March-June 1998," *The Nonproliferation Review*, Vol. 6 No. 1 (Fall 1998), p. 149; Clay Bowen et al., "Nuclear- and Missile-Related Trade and Developments for Selected Countries, March-June 1999," *The Nonproliferation Review*, Vol. 6 No. 4 (Fall 1998), p. 180.

力較差があったこと、また、中国のように明確に第3極を志向したわけではなかったため、彼らの核戦力の戦略的インプリケーションは限定的なものにとどまっていた。つまり、冷戦期の英仏の核兵器の役割は、大国の威信という象徴的な意味を除けば、米国の核戦力を事実上補完するという以上のものではなかったといえる¹³⁷。

しかしそれは、1990年代に起こった国際構造の変化によって変容することとなった。第1には、冷戦が終結し、STARTの進展によって、米露との間の戦力較差が縮小しつつあることから、英仏中のような中級核戦力の重要性が相対的に増していることである。そのため、今後の軍縮の展開によってさらに較差が縮小した場合、ある段階で中国とともに英仏をも核軍縮交渉の枠組みに包含しなければならなくなると考えられる¹³⁸。

第2には、ヨーロッパ統合の安全保障面での一つの象徴として核兵器を捉え、また冷戦終結の結果、米国が将来にわたり、ヨーロッパの安全保障にコミットメントするかについての不安が生まれたことと相まって、米国の「核の傘」を補完するものとして、欧州独自の抑止力を持つべきだとする主張が生まれてきていることである。

本章では、このようにこれまでとは異なった文脈において意義を持ち始めている英仏の核戦略について検討を加える。なお、冷戦の終結が英仏の核戦略に及ぼしている影響には共通のものが多くことから、両国を一つの章で取り扱うこととする。

(1) 核戦力の構成と特徴

ア．イギリス

イギリスは、1952年に最初の核実験を行って以来、1958年にはすでに空母に核攻撃機を配備し、1967年には米ソに次いでポラリス型SLBMを搭載するレゾリューション級SSBNの運用を開始するなど、最小限抑止戦略を基本におきながら、海洋核戦力の整備を相対的に重視してきた。そうした傾向は冷戦後も継続しており、特に98年7月に発表した『戦略国防見直し(Strategic Defence Review)』¹³⁹によって、新型のヴァンガード級SSBNに核戦力を一本化し、また核弾頭数も200発程度にすることが明らかにされている。これによってイギリスは、史上初めて核抑止力を潜水艦のみに依存する国家になったことになる¹⁴⁰。

¹³⁷ 英仏の安全保障政策における核兵器の問題を包括的に論じたものとして以下の文献がある。ウォルフ・メンデル「第2次世界大戦後の英仏の安全保障政策と核武装問題」(金子讓訳)『新防衛論集』第27巻第1号(1999年6月)61～80頁。

¹³⁸ 平和・安全保障研究所、大西洋評議会『共同政策提言：アジア・太平洋安全保障共同体の構築を目指して - 核兵器の役割の再検討 - 』(1999年7月)13頁。

¹³⁹ Secretary of State for Defence by Command of Her Majesty, *Strategic Defence Review*, (July 1998), Chapter 4. ([http://www.mod.uk/policy/sdr/chapt04.htm\(09/30/99\)](http://www.mod.uk/policy/sdr/chapt04.htm(09/30/99)))

¹⁴⁰ Bruno Tétrais, "Nuclear Policies in Europe," *Adelphi Paper*, No. 327, (Oxford: Oxford University Press,

ヴァンガード級SSBNは、これも新型のミサイルであるトライデントD-5を搭載する。トライデントD-5は、射程距離7,200キロメートルの、MIRV化された固体燃料推進SLBMであり、120キロトンの核弾頭を8発装備可能で、慣性航法に加えて天測航法装置を備えているために極めて高い命中精度を誇っている。そのため、攻撃能力と信頼性がともに高く、また目標を柔軟に選択しうる能力を有しており、核抑止力として高い有効性を持つと考えられている¹⁴¹。また、ヴァンガード級は、それぞれ16基のミサイル発射管をもっているため、1隻あたり最大で96発の核弾頭を搭載することが可能だが、『戦略国防見直し』によれば、上限一杯装備することはせず、1隻あたり48発の配備にとどめる方針だとされている¹⁴²。すなわち、ヴァンガード級の建造予定数は、1999年に就役したヴェンジェンスを加えて4隻となるために、実戦配備される核弾頭数は合計して192発になる¹⁴³。

また、『戦略国防見直し』によれば、常時洋上で戦略哨戒任務につくSSBNを1隻にすること、またSLBMの照準外し(de-targeting)を行うなど、警戒態勢の引き下げを行うこととされている。

イ．フランス

フランスの核戦力は、ASMPと呼ばれる対地攻撃巡航ミサイルを搭載するミラージュ2000 N60機からなる航空核戦力と、同じくASMPを装備し、空母に配備されているシュペールエタンダール攻撃機36機、96年に就役し、射程5,300キロメートル、150キロトンの核弾頭6発を装備するM-45SLBMを16基搭載するル・トリオンファン級SSBNをはじめとするSSBN4隻からなる海洋核戦力によって構成されている。その基本的な考え方は、「強者に対する弱者の戦略(Weak to Strong)」¹⁴⁴というべき、イギリスと同様の最小限抑止であるが、冷戦期には小規模ながらも弾道ミサイル、爆撃機、SLBMのいわゆる「核の三本柱」を整備し、冷戦後にも、弾道ミサイルを除く、爆撃機、SLBMの「二本柱」を依然として保持し続けている。この点が、冷戦後の核戦力をSLBMに特化させたイギリスと異なる部分である¹⁴⁵。

March 1999), p. 18.

¹⁴¹ Michael Quinlan, "British Nuclear Weapons Policy: Past, Present, and Future," Johns C. Hopkins and Weixing Hu, eds., *Strategic Views from the Second Tier: The Nuclear Weapons Policies of France, Britain, and China* (NJ: New Brunswick, 1995), p. 129.

¹⁴² これはヴァンガード級の前の戦略原潜であったレゾリュション級の搭載能力と同じ数字である。

¹⁴³ イギリスの核戦力構成については、Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 1999: Armaments, Disarmament and International Security* (New York: Oxford University Press, 1999), p. 557を参照。

¹⁴⁴ Camille Grand, "A French Nuclear Exception?," *Occasional Paper No.38*, (Washington, D.C.: The Henry Stimson Center, 1998), p. 8. (<http://www.stimson.org/pubs/zeronuke/grand.pdf> (04/23/99))

¹⁴⁵ フランスの核戦力構成については、Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 1999: Armaments, Disarmament and International Security* (New York: Oxford University Press, 1999), p. 558を参照。

(2) 冷戦後の核戦略

ア．イギリス

『戦略国防見直し』や『国防白書』によれば、冷戦の終結とSTARTに見られるような核軍縮の進展により、核兵器への依存度も縮小しているとされている。しかしながら、未だ多数の核兵器、また大規模な通常兵力が存在していることから、イギリスおよび同盟国への脅威は残存しているとの情勢認識が記されており、核兵器には、大規模な軍事的脅威の再現への備え、核恫喝の防止、欧州における平和と安定の維持の3つの役割があるとされている。

つまり、ここでは、明確な対象を設定することなく、さまざまな脅威に対して抑止力を発揮することが期待されているのである。特に、核兵器を安全保障の「最終的手段 (last resort)」であるとしながら、核戦力と通常戦力を合わせて抑止力が形成されているとする考え方をとっており、核戦力はその中の一つの柱としての位置付けがされている¹⁴⁶。しかしながら、核戦力には、実際に使用された場合にもたらされる惨禍ゆえに複雑かつ困難な問題が内包されていると指摘されており、特に冷戦後の国際環境においてどの程度の比重が置かれるべきなのかについての回答はまだでていないと思われる。

抑止の基本原則として、抑止側が挑戦側に示している威嚇を実行する意図と能力を有し、しかもそれが挑戦側に正確に認識される必要があるとされる。しかし、そのためには挑戦側の脅威と抑止側の威嚇が釣り合い、「罪に適した罰」を抑止側が示していなければならない¹⁴⁷。冷戦期には、核が実際に使用された場合に惨禍が引き起こされるとしても、脅威が明確でしかも深刻なものであったために、核抑止の威嚇は「罪に適した罰」であると考えられていた。しかしながら、冷戦が終結すると、脅威が不透明化し、かつ小規模なものになった。そうした国際環境においては、核兵器は「罪を上回る罰」となってしまうため、核抑止に依存することによって複雑な問題が生じてしまうという指摘がなされるようになってきたのだと考えられる¹⁴⁸。

すなわち、ここでは、冷戦期と同じ枠組みで今後の核戦略を捉え続けることの妥当性が問われているといえよう。特にイギリスの核戦略は、戦術・戦域・戦略核と核戦力を整備し、紛争

¹⁴⁶ 一方、日本では、冷戦後の防衛政策の基本文書である『平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について』において、核兵器の脅威に対しては「米国の核抑止力に依存」するとしつつ、日本に対する侵略に対しては抑止ではなく「未然防止」として概念を使い分けていることがイギリスとは異なる。

¹⁴⁷ 抑止概念については、Patrick M. Morgan, *Deterrence: A Conceptual Analysis* (Beverly Hills, CA: Sage Publications, 1977)において精緻な分析がなされている。

¹⁴⁸ 武力行使によって被害者がでることを嫌う傾向は、核兵器の問題に限ったことではなく、通常兵器のみによる戦闘行動にも見られる。Edward Luttwak, "Post Heroic Warfare," *Foreign Affairs*, Vol.74, No. 3 (May/June 1995), pp. 109-122. ただし、それは現在の国際環境が安定的であり、脅威が低いから見られる現象でしかなく、また緊張が高まればそうした傾向は消滅するとする考え方もある。Lawrence Freedman, "The Revolution in Strategic Affairs," *Adelphi Paper* No. 318, (Oxford: Oxford University Press, April 1998), p. 16.

のエスカレーションそれぞれの段階において抑止力を発揮しようというのではなく、戦略核に重点を置いて整備し、自らが攻撃されたら相手国に対して耐え難い損害を与える能力を保持することによって抑止力を発揮しようとする最小限抑止概念に依拠している。しかし、ここでいう「最小限」とは、あくまで冷戦構造の中で脅威として認識されていたソ連に対する「最小限」であった。したがって、冷戦が終結し、国際構造が一変した現在では、核抑止そのものの存在意義を再確認し、それが「なにと比べて」最小限なのか、「どんな脅威」を対象とする抑止なのか¹⁴⁹、といったことを問い直した上で冷戦後の核戦略を再構築することが求められているといえよう。その中から生まれてきている議論が、純然たる戦略核の投げ合いに至る前に、挑戦側に対して自らの政治的意思を示す警告攻撃として命中精度の高いトライデントD-5ミサイルを使用することを提唱する「準戦略核 (sub-strategic)」概念と、後述する「欧州抑止 (Euro-deterrent)」構想である¹⁵⁰。

イ．フランス

フランスの核戦略は、いくつかのフランス特有の条件から影響を受けて形成されている。すなわち、1940年にドイツの侵攻を受け、国土が蹂躪されたこと、第2次世界大戦後、海外植民地の独立により植民地帝国から転落したこと、冷戦においては最前線でなかったこと、などである¹⁵¹。そのため、フランスの核戦力には二つの意味があると考えられる。一つは、軍事戦略レベルの役割であり、自らの安全を担保するために独自の核抑止能力を保持することである。もう一つは、政治戦略レベルの役割であり、大国としての地位を確保し、行動の自由の余地を保持するとともに西側同盟における発言力を高めることである¹⁵²。

この中で、特に軍事戦略レベルの発想の中で特徴的なのが、すべての核戦力に戦略核の性格を持たせ、武力紛争が戦略核の投げ合いにエスカレートする可能性を高めることによって戦争を抑止することを基本的な戦略目標としていることである¹⁵³。すなわち、核兵器を戦術核・戦域核・戦略核と区分し、エスカレーションラダーを整備することによって核兵器使用の信憑性を高めることによって抑止を強化する米国流の核戦略とは一線が画されているのである¹⁵⁴。それは、フランスは冷戦の最前線ではないにしてもヨーロッパ大陸に位置しているため、東西武

¹⁴⁹ Rebecca Johnson, "British Perspectives on the Future of Nuclear Weapons," *Occasional Paper*, No.37, (Washington, D.C.: The Henry Stimson Center, 1998), (<http://www.stimson.org/pubs/zeronuke/Johnson.pdf> (4/21/99))

¹⁵⁰ *Ibid.*, pp. 25-29

¹⁵¹ *Ibid.*, p. 11.

¹⁵² *Ibid.*, pp. 2-6.

¹⁵³ Benoit Morel, "French Nuclear Weapons and the New World Order," Hopkins and Hu, eds., *Strategic Views from the Second Tier*, p. 108.

¹⁵⁴ *Ibid.*, p. 10.

力衝突が生起すれば、核兵器が使用されようがされまいが国土の荒廃を招く可能性が高かったことによると考えられる。

それが端的に現れているのが、フランス独特の「前」戦略核 (pre-strategic nuclear force) 概念である¹⁵⁵。「前」戦略核とは、フランスの核戦力に戦術核と戦略核の橋渡しとなる性格を持たせることで、戦略核の応酬へのエスカレートを引き起こす選択肢をフランスも保持することで、すべてのフランスに対する攻撃が、全面核戦争に至る危険性のあることをあらかじめ相手に知らしめるためのものである。すなわち、これにより、たとえば米国が戦略核の使用をためらっていたとしても、フランスが戦略核レベルへのエスカレートの道を開いてしまうことによって、戦略核の投げ合いに米国を巻き込む可能性を高めることで全体としての抑止の信憑性を高めようとするものであった。

冷戦期は、このような「強者に対する弱者の戦略 (Weak to Strong) 」のもとでソ連を抑止することだけを考えていれば十分であった。しかし、冷戦が終結し、ソ連が崩壊してしまうと、抑止の対象が「東」から「南」へと変化し、「弱者に対する強者の戦略 (Strong to Weak) 」ないし「狂人に対する強者の戦略 (Strong to Crazy) 」が必要となると認識されるようになった¹⁵⁶。

また、1991年の湾岸戦争の結果、核戦力よりも衛星などによる情報収集能力やハイテク兵器の開発、通常戦力によるパワー・プロジェクション能力の充実が必要だと認識されるようになったことで、核戦力に投入される資源が削減されるようになった¹⁵⁷。

このような中で、冷戦後にフランスの核戦力をどのように変化させていくかという問題について、さまざまな議論がなされている。ただその中でも、核抑止力の維持、核戦争勝利戦略の不採用、欧州抑止の追求、核軍縮への努力、といったことについては大まかなコンセンサスが成立しているとされる。したがって、こうしたことを前提とし、冷戦期とは異なる戦略的条件に対して、どのように最小限抑止概念を適合させていくかが問題とされていくことになる¹⁵⁸。

¹⁵⁵ David S. Yost, "Nuclear Weapons Issues in France," Hopkins and Hu, eds., *Strategic Views from the Second Tier*, pp.19-104.

¹⁵⁶ *Ibid.*, p. 42; Camille Grand, "A French Nuclear Exception?," p. 11. なお、ここでも、フランスは米国とは異なる対応を示している。米国は、ここでいう、Weak to Crazy 戦略の一環として、主としてBMD構想によって抑止力を補完することを図っているが、フランスの場合は、対処よりも抑止を重視する考え方を維持しており、BMDには消極的な態度をとっている。それは、防衛技術の発達によりフランスの核戦力が無力化されてしまうことをおそれているためであり、A B M条約についても現行のまま維持することを求めている。Yost, "Nuclear Weapons Issues in France," Hopkins and Hu, eds., *Strategic Views from the Second Tier*, p. 34.

¹⁵⁷ Yost, "Nuclear Weapons Issues in France," Hopkins and Hu, eds., *Strategic Views from the Second Tier*, p. 46.

¹⁵⁸ Grand, "A French Nuclear Exception?," p. 22; Benoit Morel, "French Nuclear Weapons and the New World Order," Hopkins and Hu, eds., *Strategic Views from the Second Tier*, p. 116.

(3) 今後の課題 - 欧州抑止概念をめぐる -

英仏は、冷戦期の核戦略の中心に最小限抑止概念を据えてきた。しかし、これまで論じてきたように、それは冷戦構造を前提とし、ソ連を対象とした「最小限」であったために、冷戦の終結とソ連の消滅によって、その再検討が必要とされることとなった。

それに加え、英仏の今後の核戦略を検討する上で考慮しなければならない要因がいくつかある。それは、冷戦の終結により、抑止力を維持することよりも不拡散問題を重視する考え方が力を得ていること、ハイテク兵器に代表される通常戦力の優勢を背景に、米国の軍事戦略の中で核兵器の役割が低下しつつあること、欧州連合 (EU) 発足や、米国が欧州配備の核兵器を削減したことによる英仏の核兵器の相対的な比重の高まりなどによる米欧関係が変化する可能性である¹⁵⁹。また、弾道ミサイル防衛技術が発達し、限定的なミサイル迎撃能力が実現する可能性があることも、「最小限抑止」概念に影響を与える要因となる¹⁶⁰。

こうした要素は、単に抑止戦略に影響するだけではない。冷戦終結のみならず、欧州統合の進展、あるいは「軍事上の革命 (RMA)」といった、さまざまな要因によって引き起こされているものである。したがって、最小限抑止戦略の再検討にとどまらず、国家の安全保障のなかで果たす核兵器の役割そのものを問い直すことが求められているといえよう。こうした中で、抑止だけでなく、核兵器の持つ政治的な意味合いを中心に登場してきた概念が、主としてフランスから提唱された欧州抑止 (Euro-Deterrent) 構想である。これは、英仏の核戦力によって、ヨーロッパ全体に拡大抑止の傘を広げようとするものであり、米国の核の傘に対する依存度を低減し、ヨーロッパの戦略的自律性を高めていこうとする構想である。

しかしながら、ヨーロッパが独自に核抑止を追求することによって、米国のコミットメントの低下を引き起こしてしまう可能性があること、英仏の核戦力では、米国のそれに比べて能力的に疑問があること、また、米国が確実に同盟国のために核報復を行うかが不透明だとすれば、同様に英仏が他国のために核報復を行うかも不透明であるから、非核国にとって拡大核抑止の信憑性の問題は解決されない。こうしたことから、欧州抑止構想には反対意見も強い¹⁶¹。また、仮に欧州抑止構想に基づく核戦略を構築するとしても、たとえばイギリスの核兵器が技術的に米国に依存している現状を考えると、完全に米国と切り離された形にすることは困難である。そのため、欧州抑止構想は、米国との整合性を踏まえ、両者の核戦略を連係させることによ

¹⁵⁹ Tétrais, "Nuclear Policies in Europe," pp. 24-30.

¹⁶⁰ 前述の通り、特にフランスは米国の BMD 構想に対して反対の立場をとっている。Yost, "Nuclear Weapons Issues in France," Hopkins and Hu, eds., *Strategic Views from the Second Tier*, p. 34

¹⁶¹ 欧州抑止をめぐる議論については、Tétrais, "Nuclear Policies in Europe," pp. 55-74; David S. Yost, "The US and Nuclear Deterrence in Europe," *Adelphi Paper* No.326, (Oxford: Oxford University Press, 1999) pp. 35-41 を参照。

て、トランスアトランティック・リンクを補完する形のものにならざるを得ない。したがって、欧州抑止構想は、それが仮に実現したとしても、ヨーロッパが自らのアイデンティティに基づいて、戦略的自律性を有していることを表現するシンボル以上の意味を持つことは困難だといえよう。

英仏は、これまで指摘してきたような問題点を抱えながらも、基本的には最小限抑止概念を基本に据えつつ、冷戦後の国際環境に核戦略を適合させようとしている。そこで試みられているのは、大国の象徴として核兵器を捉えつつ、直接的な脅威が低下した新たな国際環境に対応した役割を与えていくことである。そこでは、核戦力の機能をどのように規定していくかということと同時に、軍事戦略のみならず、国際政治の文脈の中でより包括的に核戦力の役割を意義付けしていくことが求められることになる。そしてそれは、拡大NATOとロシアとの関係をどのように位置づけていくか、防衛面におけるヨーロッパ・アイデンティティの形成の結果米欧関係がどのように変化していくか、大量破壊兵器拡散が国際的な問題となっている中で核兵器にどのような役割を付与すべきか、といったことから影響を受けながら議論が進んでいくこととなる¹⁶²。

そうしたことを踏まえて考えると、冷戦後の英仏の核戦力に与えられる役割とは、ロシアが将来再び脅威として復活した場合に備えての抑止力の保持、現状への挑戦国からの大量破壊兵器による恫喝の防止、統合が進むヨーロッパにおける戦略的自律性の象徴、といったものを柱とすることになる。

おわりに

対立関係が不明瞭な冷戦後の今日、5核兵器国の核戦略は、冷戦時代と同様、報復能力を基礎とする抑止戦略に依拠しているものの、それぞれの国情、あるいは国際社会における立場を強く反映したものになっている。米国は、潜在的に敵対国に変貌する可能性を秘めている中露を念頭に置いて、強固な報復能力の維持に努めているが、その一方で、いわゆる「無法国家」から欧州や東アジアに展開する海外駐留米軍および同盟国を防御するためにBMDの研究・開発を進めるなど、拒否的能力の可能性も探っている。米国がBMDの研究・開発を押し進める背景には、世界で類を見ない高度な軍事技術を保有していることに加え、国家の安全を確保するための究極的な手段と見なされている核抑止と、核兵器の意義と役割の縮減を求める核拡散防止との間で、バランスをとることを余儀なくされている事情を読みとることができる。

¹⁶² Tertrais, “Nuclear Policies in Europe,” p. 75.

冷戦時代、米国と肩を並べたソ連の核戦力を引き継いだロシアは、その経済・財政状況の悪化から核戦力の縮小を迫られている。しかしながら、唯一残った大国のシンボルとして、あるいは弱体化した通常戦力を補完する手段として、戦略核、非戦略核のいずれにおいても相当量の核戦力を維持しようとするのは容易に想定される。また、量的に縮小せざるを得ない戦略核戦力にかんがみ、米国のNMD開発・配備計画に反対する姿勢を強めざるを得ない。しかしながら、TMDをめぐる米露合意からうかがえるように、周辺諸国からの脅威に対処する施策としてBMDの意義も認めている。そのため、ロシアは今後、対米核抑止の要請と周辺諸国からの核ミサイル脅威への対処の狭間で難しい選択をしていかななくてはならない。

他方、中国の核戦略は、冷戦の終結という国際政治の構造的変化にもかかわらず、大きな変化は見あたらぬ。ペースは決して早くはないものの、核兵器運搬手段の強化などを通して、報復能力に基づくその核戦略の精緻化を図っている事実は、冷戦時代の米ソに類似している。歴史的経験から国家の主権を絶対視し、独立の維持に意を注ぐ中国とすれば、周辺諸国のみならず米露に対しても大きな破壊をもたらす核戦力は、主権の擁護と独立の維持を保証するとともに、大国の地位を確保するための欠くべからざる手段である。核をめぐるこうした保守的な認識の下では、NMDやTMDなど中国の核戦力の有効性を脅かすものは、中国の独立と安全に対する脅威として認識されることになる。

英仏は、それぞれの「独立」核戦力の存在意義を模索している。しかし、当面は、国家の「究極的な安全保障手段」という唯一残された大義名分の下で、核兵器を維持していくものと予想される。

1980年代の初め、核抑止戦略の基盤は、徐々に報復能力から防御能力（拒否能力）へ移行せざるを得ないと断言した人々がいた¹⁶³。冷戦が終結して10年を経た今日、その予測的中したかのごとく核抑止戦略は、報復的抑止一辺倒の時代から、拒否能力を加味した方向に移行する気配を見せている。しかし、この動向は5核兵器国に共通しているわけではない。NMDやTMDなどの拒否能力を追求する米国に対し、ロシアはNMDに、中国はNMDとTMDの両方に反対する姿勢を強めている。したがって、米国は、中露の反発に対処するという課題のほか、前面の脅威に対処する防御の欲求を満たしながら、他方で戦略的安定を維持するという難題にも直面していかなばならないのである。

¹⁶³ The Harvard Nuclear Study Group, *Living with Nuclear Weapons*, p. 236.